

地方公共団体のための 環境配慮契約導入マニュアル

平成 26 年 2 月改訂

- | |
|--|
| <p>○本冊子は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。</p> <p>○リサイクル適性表示：本冊子は印刷用の紙にリサイクルできます。</p> <p>本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した〔A ランク〕のみの資材を用いて作成しています。</p> |
|--|

目 次

1 環境配慮契約とは	1
1-1 環境配慮契約法について	1
1-2 環境配慮契約法の背景	1
1-3 環境配慮契約法のねらい	2
(1) 公共部門自らの事務事業による排出を削減する率先実行の推進	3
(2) 公共部門の買い支えによる環境配慮型市場への転換の促進	3
1-4 環境配慮契約推進のためのキーワード	5
1-5 環境配慮契約における発注者の役割	6
2 環境配慮契約の導入	7
2-1 環境配慮契約の導入	7
2-2 導入時の留意事項	8
(1) 負担にならない環境配慮契約の導入	8
(2) 地域別・規模別の環境配慮契約の考え方	9
3 環境配慮契約の契約方針のポイント	10
3-1 契約方針とは	10
3-2 契約方針に規定する内容	11
3-3 契約方針の位置づけ	11
(1) グリーン購入法に基づく調達方針に含めた事例	12
(2) 環境配慮契約の契約方針を単独で策定した事例	13
(3) 単一の契約類型に係る契約方針を単独で策定した事例	14
4 具体的な契約類型ごとの実践	15
4-1 電気の供給を受ける契約	15
(1) 環境配慮契約の考え方	15
(2) 契約手続きの流れ	15
(3) 裾切り要件の設定	16
(4) 評価基準（配点表）の設定	17
4-2 自動車の購入及び賃貸借に係る契約	22
(1) 環境配慮契約の考え方	22
(2) 総合評価落札方式の採用について	22
(3) 総合評価落札方式によらない環境配慮について	23
(4) 総合評価落札方式の評価方法	25
(5) 留意事項	27
(6) 地方公共団体における事例	28
4-3 船舶の調達に係る契約	31
(1) 船舶の調達に係る契約における環境配慮の意義	31
(2) 環境配慮契約の基本的考え方	31
(3) 船舶の調達に係る契約における環境配慮契約	31
(4) 地方公共団体における船舶	31

4-4	省エネルギー改修事業（ESCO 事業）に係る契約	32
（1）	省エネルギー改修事業の必要性と意義.....	32
（2）	ESCO 事業の概要.....	33
（3）	ESCO 事業の導入に当たって.....	34
（4）	プロポーザル方式における予算化の手続き	35
（5）	運用改善による省エネルギーの推進	35
4-5	建築物に関する契約	37
（1）	建築物に関する契約における環境配慮の必要性と意義	37
（2）	基本的な考え方	37
（3）	環境配慮型プロポーザル方式について.....	37
（4）	技術提案に求めるテーマ	38
4-6	産業廃棄物の処理に係る契約	40
（1）	環境に配慮した契約の必要性と意義	40
（2）	入札における裾切り方式	40
（3）	標準的な手順	42
（4）	裾切りの配点例	43
（5）	業種ごとに追加項目を加点評価する場合（オプション）の評価項目、配点例	43
4-7	環境に配慮したOA機器の調達	49
（1）	環境に配慮した OA 機器調達の必要性と意義.....	49
（2）	環境に配慮した OA 機器調達の流れ	49
（3）	OA 機器実態調査	50
（4）	OA 機器を調達する際の留意点	50
（5）	OA 機器の調達に関連する契約の先進事例（国の機関）	51
4-8	その他の環境配慮契約.....	52

資料編..... 53

1.	地方公共団体における先進事例	53
（1）	電力の調達に係る事例	53
（2）	自動車の調達に係る事例	57
（3）	省エネルギー改修事業に係る事例	60
（4）	建築物に係る事例	61
2.	各種雛型	63
（1）	グリーン購入の調達方針に契約方針を含める場合	63
（2）	環境配慮契約の推進に関する基本方針（単独で策定する場合）	64
（3）	電気の供給を受ける契約に係る方針（電気についてのみ単独で策定する場合等）	66

■ は じ め に ■

～ 気候の安定化のために ～

IPCC¹第 5 次評価報告書第 1 作業部会報告書（自然科学的根拠）によると、地球の平均気温は 1880 年から 2012 年にかけての 132 年間で 0.85℃上昇しており、最近 30 年の各 10 年間の世界平均地上気温は 1850 年以降のどの 10 年間より高温であるとされています。人間の活動が 20 世紀半ば以降に観測された温暖化の主要因であった可能性が極めて高いとされており、さらに、二酸化炭素の累積排出量と世界平均地上気温の上昇量は、ほぼ比例関係にあるとの新しい見解が示されました。

また、将来を展望すると、21 世紀末の 20 年間の気温上昇は 1986～2005 年の 20 年間と比較して、0.3～4.8℃、世界平均海面水位の上昇は 0.26～0.82m に達すると予測されており、世界平均地上気温の上昇に伴って、ほとんどの陸上で極端な高温の頻度が増加することはほぼ確実である、と報告されています。

国際動向としては、2009 年 7 月にイタリアのラクイラで開催された主要国首脳会議（G8）では、「世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて 2℃以下で抑える」こと、いわゆる「気候ターゲット 2℃」が合意されました。さらに、2011 年 11～12 月の気候変動枠組条約第 17 回締約国会議（COP17）のダーバン合意では「気温上昇を 2℃以下に抑えること」には更なる取組の強化が必要であることが指摘され、世界各国が参加するスキームを 2020 年以降に新たに創設することが合意されました。気候変動枠組条約締約国会議は、その後 2013 年 11 月にポーランドで第 19 回会議が開催され、ダーバン合意における新しいスキームの創設に向けて着々と準備が進められています。

また、政府は新たな政府実行計画の策定を目指していますが、「当面の地球温暖化対策に関する方針」（平成 25 年 3 月 15 日地球温暖化対策推進本部決定）において「新たな地球温暖化対策に則した新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、現行の政府実行計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進することとする。」としており、引き続き自らの温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

地方公共団体は、自らの事務及び事業に起因する温室効果ガスの排出削減はもちろん、地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの削減のための施策を推進するとともに、事業者や住民等が実施する温室効果ガス排出削減等の取組の促進を図るなど、その果たすべき役割が一層重要となっており、実効ある施策の推進のために積極的な対応が期待されます。

¹ 気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）

1 環境配慮契約とは

1-1 環境配慮契約法について

平成 19 年 11 月 22 日に施行された環境配慮契約法²（以下「法」という。）は、地方公共団体等³の責務として、環境配慮契約⁴を推進する努力義務が規定されています。

（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）

第四条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、地方公共団体にあつてはその区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつてはその事務及び事業に応じて、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるものとする。

本マニュアルは、地方公共団体が法の目的、法に基づく責務等を把握し、環境配慮契約の積極的な導入・推進を図ることを目的として平成 22 年 2 月に第一版を作成しました。以降、各契約類型に係る検討結果や地方公共団体における環境配慮契約の取組の進展等を踏まえ、毎年度マニュアルの改訂を行ってきました。本マニュアルを参考としつつ、地域の実情に即した環境配慮契約に積極的に取り組んでいただきたいと考えています。

1-2 環境配慮契約法の背景

政府においては、平成 17 年 4 月 28 日に京都議定書目標達成計画⁵に掲げられた先進的な温暖化対策を政府自らが、事業者や家庭に先駆けて率先して導入し、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を平成 18 年度において平成 13 年度比 7%削減するとの目標を掲げた「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府実行計画」という。）を閣議決定し、その結果、平成 18 年度の総排出量は 14.5%の削減となり、計画を達成しました。さらに、京都議定書の約束期間の開始を翌年にひかえた平成 19 年 3 月 30 日には、同計画を引き継ぎ「平成 13 年度比で平成 22 年度から 24 年度までの総排出量の平均を 8%削減する」との目標を掲げた新たな政府実行計画を閣議決定し、自ら率先して温

² 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

³ 地方公共団体及び地方独立行政法人

⁴ 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約をいう。

⁵ 平成 17 年 4 月 28 日閣議決定、平成 18 年 7 月 11 日一部変更、平成 20 年 3 月 28 日全部改定

暖化対策の一層の推進を図ることとされました。

特に通常の経済活動の主体として国民経済に占める位置が極めて大きい国等が、自らその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を実行することは、地球温暖化対策の推進が期待されるとともに、地方公共団体や事業者、国民の自主的積極的な措置を求めるためにも、その意義は高いものと考えられます。こうしたことから、国等が行う事務及び事業に伴うすべての契約に環境配慮を盛り込むことを視野に入れた環境配慮契約法が平成 19 年 5 月に成立し、同年 11 月に施行されました。

1－3 環境配慮契約法のねらい

環境配慮契約の目的は、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資することです。

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するためには、競争を促しつつ、環境性能の優れた製品やサービスなどを積極的に活用できるようにする経済的にも無理のない仕組みが必要です。環境配慮契約はその仕組みづくりにおいて、重要な役割を果たすツールとして考えることができます。

環境配慮契約を導入することによって、自らの排出する温室効果ガス排出量のさらなる削減とともに、以下のようなメリットが考えられます。

- 価格に環境性能を含めた総合的な評価によって、コストと環境負荷低減のバランスが得られること
- いわゆる「安かろう悪かろう」という粗悪な製品やサービスの排除
- 環境配慮に積極的に取り組む事業者が有利になることによる社会への波及効果

環境配慮契約法は公共部門が率先して財やサービスを調達する際の契約に環境配慮を盛り込むための法律であり、公共部門自らの温室効果ガス排出量の削減とともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築するというねらいがあります。

つまり、環境配慮契約法のねらいは以下の 2 点です。

- ①公共部門自らの事務事業による排出を削減する率先実行の推進
- ②公共部門の買い支えによる環境配慮型市場への転換の促進

（１）公共部門自らの事務事業による排出を削減する率先実行の推進

一つめのねらいは、公共部門自らの事務事業による排出を削減する率先実行の推進です。例えば、国の基本方針に位置づけられている各契約類型は、以下のような視点に基づき定められており、これらの実施が率先実行の推進につながると考えられます。

契約類型	内 容	視 点
電気の供給を受ける契約	入札に付する契約における裾切り方式の導入	排出係数の小さい電力を購入できる蓋然性が高くなる
自動車の購入及び賃貸借に係る契約	総合評価落札方式の導入	より環境性能（燃費）のよい自動車の調達が可能
船舶の調達に係る契約	環境配慮型プロポーザル方式の導入	将来的にエネルギー効率のよい船舶の調達が可能
	小型船舶におけるエンジンの燃料消費率等での裾切りの導入	小型船舶の燃料消費率の最低水準の確保
ESCO 事業に係る契約	ESCO 事業の導入	建築物の省エネルギー改修により、建物におけるエネルギー効率等の向上
建築物の設計に係る契約	環境配慮型プロポーザル方式の導入 建築物に要求される環境性能を設計図書に記載	将来的にエネルギー効率のよい建築物の調達が可能
産業廃棄物処理に係る契約	入札に付する契約における裾切り方式の導入	事業者の環境配慮を担保することによる更なる温室効果ガスの削減を期待

（２）公共部門の買い支えによる環境配慮型市場への転換の促進

二つ目のねらいは、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築に資することです。国及び地方公共団体の最終消費支出は日本全体の GDP の約 1/4 を占めており、市場に大きな影響力を持つ消費者であるといえます。影響力の大きな消費者が、環境配慮契約を推進するという意思を示すことによって、市場全体を環境に配慮する方向へ転換させることが期待できます。

例えば、国の基本方針に位置づけられている各契約類型では、以下のような観点から環境配慮型市場への転換に資すると考えられます。

契 約 類 型	内 容
電気の供給を受ける契約	二酸化炭素排出係数の低減
自動車の購入及び賃貸借に係る契約	環境性能（燃費）のよい自動車の普及
船舶の調達に係る契約	設計者の環境性能に関する配慮の向上、エンジンの環境性能の向上
ESCO 事業に係る契約	ESCO 事業のさらなる普及
建築物の設計に係る契約	設計者の環境性能に関する配慮の向上
産業廃棄物処理に係る契約	事業者の環境配慮の普及

グリーン購入法も同様に、需要側のイニシアチブで環境配慮型市場への転換を図るねらいを持っており、着実に効果が現れています。

環境配慮契約法はグリーン購入法と同様のねらいを持ちますが、「価格等を含め総合的に評価して最善の環境性能を有する物品・サービスを調達する」という趣旨を持っており、調達における財やサービスの環境性能の最低水準を示したグリーン購入法とはこの点が異なります。

グリーン購入法は、一定水準の環境性能を満たす製品やサービスの調達を推進する制度として、これまで環境負荷削減に貢献してきました。しかし、グリーン購入法は、原則として従来の最低価格落札方式の中で環境配慮調達を進める制度であり、より積極的に環境に配慮するためには、契約上の工夫が求められます。そうした契約上の工夫を制度的に推進するのが環境配慮契約法です。そのため、基本方針では契約の方法などの仕組みを規定しています。

表 グリーン購入法と環境配慮契約法の比較

項目	グリーン購入法	環境配慮契約法
性格	○製品・サービスの環境性能を規定	○契約類型ごとに総合評価落札方式、プロポーザル方式など推奨する入札・契約方式を規定
趣旨	○一定水準の環境性能を満たす製品・サービスを調達	○価格等を含め総合的に評価して最善の環境性能を有する物品・サービスを調達
対象品目・契約	○紙類、文具類、OA 機器、家電製品、自動車等、制服・作業服、設備、防災備蓄用品、公共工事、役務など 19 分野 267 品目 (平成 26 年 2 月閣議決定の基本方針)	○電力の購入、自動車の調達、船舶の調達、ESCO 事業、建築設計、産業廃棄物の処理の 6 つの契約類型(平成 26 年 2 月閣議決定の基本方針)
対象機関	○各府省庁、独立行政法人、国立大学法人等が基本方針実施対象機関 ○地方公共団体等は努力義務	同左
内容など	○環境物品等に係る判断の基準等を閣議決定 ○基本方針に即して調達方針を作成し、調達方針に基づき環境物品等を調達 ○対象機関が調達実績を公表	○環境配慮契約の方法等を閣議決定 ○基本方針に従い環境配慮契約を推進 ○対象機関が契約締結実績を公表

1-4 環境配慮契約推進のためのキーワード

環境配慮契約法は「価格のみの競争」から「価格に環境性能を含めて総合的な競争」への転換を図るものです。環境配慮契約推進のためのキーワードとして、以下の2点をあげることができます。

①長期的視点

②内部経済効果

環境配慮契約導入の際には、長期的視点に立って契約を考える必要があります。また、長期的な視点を持つことによって、環境配慮契約の導入による内部経済効果も期待できます。具体的には、国の基本方針においては以下のような効果等を期待し、各契約類型を定めています。

契約類型	期待される効果
電気の供給を受ける契約	電気事業者がそれぞれの事業における温室効果ガス排出係数を低減させるには技術開発や電源構成の変更に相当の期間を要することから、短期間で温室効果ガス排出量を大きく減少させることは困難ですが、長期的にみると、環境配慮契約の実施により、これを低減させる方向に対するインセンティブを付与することが期待できます。 また、温室効果ガス排出係数がよくない電力を購入すると、結果的に温室効果ガス排出量削減のために別途対策が必要になり、そのための費用が増える可能性があります。
自動車の購入及び賃貸に係る契約	環境性能（燃費）のよりよい自動車を購入すると使用期間中の燃料消費量が少なくなりますので、ランニングコストの低減が可能となります。
船舶の調達に係る契約	長期間にわたって使用することが多いため、調達のときから環境に配慮することで、結果的に温室効果ガス排出量を抑制することが期待できます。
ESCO事業に係る契約	建築物は長期間にわたって使用するものであるため、当然使用状況は変化します。したがって、変化に即した見直しが必要です。ESCO事業はエネルギーの使い方に関するチェックの意味も含んでおり、将来を見据えた取組であるといえます。また、ESCO事業は投資回収が長期にわたる事業であるため、当該建築物について今後の長期利用計画を検討することが重要になります。
建築物の設計に係る契約	建築物の設計段階で環境配慮が不十分であれば、その負の影響が長期にわたることになります。建築物は長期間にわたって使用するものであるため、設計当初から環境に配慮することで、結果的に温室効果ガス排出量を抑制することが期待できます。
産業廃棄物処理に係る契約	廃棄物の不法投棄は、水質汚濁や土壌汚染等の環境影響、周辺地域のコミュニティの破壊等が生じさせ、その原状回復には莫大な費用や時間が必要になるため、適正処理をより一層推進する必要があります。また、廃棄物分野から排出される温室効果ガス排出量は、我が国全体の排出量からみて軽視できない状況にあり、継続的・恒常的な対策が期待されています。

1-5 環境配慮契約における発注者の役割

発注者（調達者）には、環境配慮契約の実施を通し、自らが温室効果ガス等排出の削減に向けた努力をする姿勢を示し、その上で事業者と一緒に地域を変革していく牽引役となることが期待されます。

例えば、電気の供給を受ける契約に際しては、事業者には排出係数の低減を求める以上、自らもエネルギーを無駄に使用していないか日常的に確認すること等が求められます。

環境配慮契約における発注者の役割は、以下のように整理することができます。

- | |
|--|
| <p>○財やサービスの調達に当たっては、行政目的等を勘案し、それらを着実に遂行できるように必要かつ十分な要件を適切に定めること</p> <p>※要求性能に無駄がないかどうか検証することが重要です。</p> <p>○事業者に一方向的に環境配慮を求めるのではなく、自らの事務事業においても可能な限り温室効果ガス等の削減に努めること</p> <p>○環境配慮に関する技術、動向等を調査・把握すること</p> <p>※電気事業者の二酸化炭素排出係数や調達する自動車の燃費水準、建築設計における温室効果ガス等の削減に関する技術等の調査・整理等。</p> <p>○あらゆる契約に環境配慮を盛り込むために、組織体制や施策体系を整理すること</p> <p>※職員に対する普及啓発や、情報伝達のルートを検討することや調達にあたってのルール作り、グリーン購入など他の環境関連施策と連携を図ることが重要です。</p> <p>○事業者と連携することで温室効果ガス等の削減のために何ができるかについて、常に考えること</p> <p>※公共部門と事業者の協働によって地域の温室効果ガス等の削減のための方策とそのための仕組みを継続して検討することが求められます。</p> |
|--|

2 環境配慮契約の導入

2-1 環境配慮契約の導入

環境配慮契約の導入に関しては、地域性を考えて契約方針を策定していくことが考えられます。地方公共団体が環境配慮契約を導入していくには、以下のようなフローが考えられます。

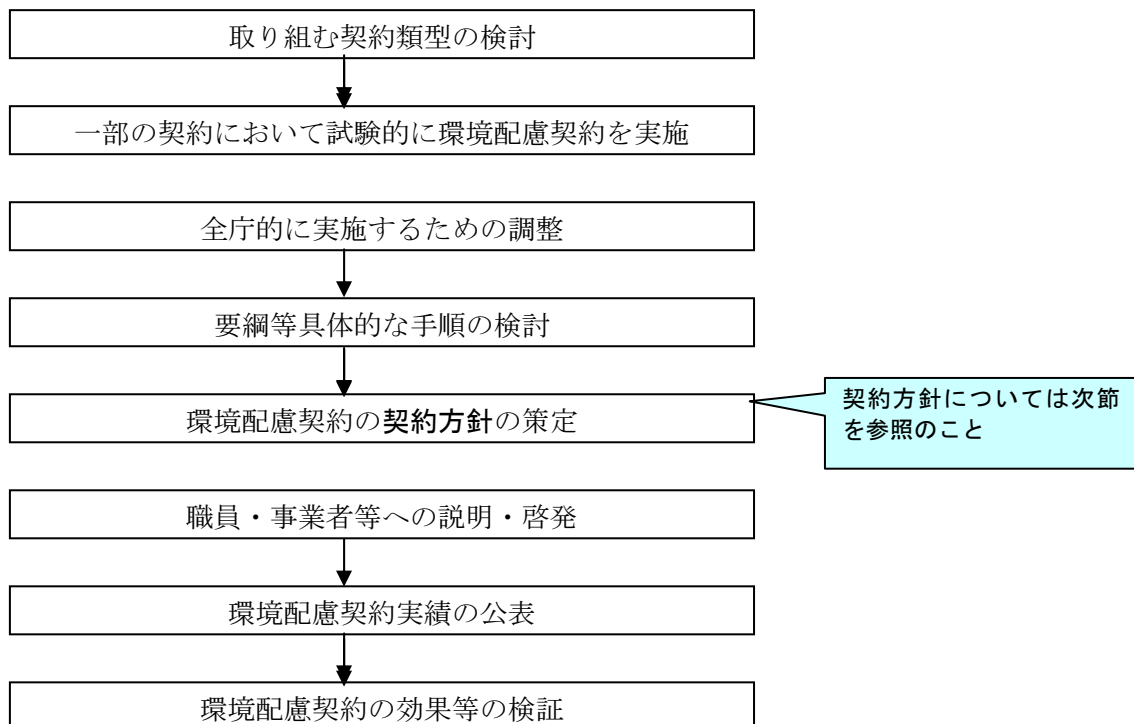


図 環境配慮契約の推進に係るフロー（例）

2-2 導入時の留意事項

(1) 負担にならない環境配慮契約の導入

環境配慮契約の阻害要因として「人的余裕がない、担当者の負担増」とした声も多く、地方公共団体における環境配慮契約の実施を推進するためには、調達者の負担にならないための工夫が必要です。

例えば、電力購入に係る情報（各電力事業者の二酸化炭素排出係数等）を1部局が整理し、仕様を通知する方式とすることにより、各入札実施主体における書類準備等の事務負担を低減することも1つの方法として考えられます。

環境配慮契約は環境への負荷の少ない社会に向けた仕組みを構築することを目指していますので、入札に係る情報整理等をなるべく一元化するなど、まず、調達に関する内部の仕組みづくりを検討し、取り組みやすい状況を作り出すことが重要です。

発注体制が十分に整備されていない比較的小規模な地方公共団体等においては、その体制が整備されるまでの間、契約に係る手続きが煩雑にならないように、簡易的な環境配慮契約の手続きを検討する必要があります。

簡易的な環境配慮契約の手続きのポイントとしては、例えば以下のようなことが考えられます。

○環境配慮契約の情報の収集・活用

国や都道府県、近隣市町村等における環境配慮契約の情報を収集、活用することによって、準備段階における情報の整理に係る手間を削減できることが期待できます。

○試行的な環境配慮契約の実施

全庁共通のルールとする前に、一部の機関等で環境配慮契約を試行し、その際の手続きをもとにしてルール化を進めていくというステップも考えられます。

また、国としても、今後もさらに情報提供などに努めるとともに、人口規模の小さい都市に対する説明会等、新たな方法を検討し、環境配慮契約の導入を支援していきます。

（２）地域別・規模別の環境配慮契約の考え方

我が国の温室効果ガス等の排出量の現状を見ると、契約の段階において環境負荷の低減に配慮することにより、温室効果ガス等の削減を図ることは重要な課題であり、そのため、国の基本方針では「できる限り広範な分野で環境配慮契約の実施に努める」としているところです。

ただし、公共部門が実施する契約の種類は多種多様であり、また、合わせて地域性も考慮する必要があります。例えば地域によって建築物に求める環境性能に差異があることや、電力供給事業者が１者しか存在しないため競争ができない地域もあります。法第４条においても、地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるものとされています。したがって、環境配慮契約の実施方法を、全国一律に規定することは難しく、それぞれの地域の実情に即したかたちで環境に配慮した契約の推進に関する基本的な考え方を示した上で、個々の地方公共団体あるいは個々の契約主体部署が自らの実施する契約において、可能な限りその基本的な考え方を実現するよう取り組むことが重要です。

3 環境配慮契約の契約方針のポイント

3-1 契約方針とは

環境配慮契約法では、地方公共団体は契約方針⁶を作成し、その契約方針に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。本節では、この契約方針の作成について説明します。

環境配慮契約法第 11 条

(地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進)

第十一条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、地方公共団体にあつてはその区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつてはその事務及び事業に応じて、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する契約の種類について定めるものとする。

3 地方公共団体及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 地方公共団体及び地方独立行政法人は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表するよう努めるものとする。

国の基本方針の対象は「国及び独立行政法人等」であり、地方公共団体は直接的には国の基本方針の対象ではありません。したがって、それぞれの地方公共団体が自らの実情を考慮して「契約方針」すなわち、取り組むべき方向性を定めること、それが環境配慮契約を推進する第一歩になります。

地方公共団体における環境配慮契約に関する取組みについては、環境省ホームページで事例が公開されています。

「地方公共団体における環境配慮契約法取組事例データベース」

http://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat/01whole-04/index.html

⁶ 法の第 11 条に規定する「地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針」を以下「契約方針」という。

3-2 契約方針に規定する内容

法第5条では国の基本方針に規定すべき事項が掲げられていますが、地方公共団体の契約方針に規定すべき事項は定められていません。したがって、地方公共団体は自らの地域性等を考慮して、契約方針に規定する事項を選択する必要があります。

【ポイント】

- ① 契約方針には、「電力」「自動車」といったように対象とする契約類型（種類）を規定します。
- ② 必ずしも国の基本方針に規定されている事項を全て含む必要はありません。また、国の基本方針に含まれていない事項を対象とすることも可能です。
- ③ 自らの事務事業による温室効果ガス等排出量の内訳を把握し、影響の大きい部門に関連する契約について内容を検討することが重要です。
- ④ できることから取組を始めることが重要です。例えば、まずは一つの類型について契約方針を策定してみることも考えられます。

3-3 契約方針の位置づけ

契約方針の策定にあたっては、他の環境負荷低減のための取組と連携することが重要で、かつ合理的といえます。契約方針はグリーン購入法の調達方針に含めることも可能であり、地球温暖化対策実行計画、環境基本計画、環境マネジメントシステムに位置づけている場合もあります。また、電力の供給を受ける契約等単一の契約類型に関する契約方針を単独で策定している事例もあります。

環境配慮契約と地球温暖化対策実行計画

地方公共団体においても、自らの温室効果ガスの削減のための実行計画を策定し、その実行計画に基づいた取り組みが進んでいます。

政府も自らの温室効果ガスの削減のための実行計画である「政府実行計画」を策定し、目標達成に向けて努めているところですが、環境配慮契約法基本方針においても「環境配慮契約により、政府実行計画を効果的に推進する」としています。

温暖化対策に資する率先実行の取り組みを進める上で、事業者等との契約の場面でも環境配慮が必要になることが考えられます。その際、環境配慮契約を導入し、実行計画との連携を図ることで、より効果的に率先実行を推進することができます。

【地方公共団体の契約方針の例】

（１）グリーン購入法に基づく調達方針に含めた事例

「大阪府グリーン調達方針」（平成 25 年 4 月）より一部抜粋

1 意義・目的

(…略…)

大阪府では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」〔通称「グリーン購入法」〕（平成 12 年法律第 100 号）第 10 条第 1 項及び「大阪府循環型社会形成推進条例」（平成 15 年条例第 6 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき、環境物品等及び認定リサイクル製品その他の再生品の調達の推進を図るための方針としてこの方針を定め、庁内におけるグリーン購入やリサイクル製品の調達の一層の推進を図るものとする。

また、当方針は「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」〔通称「環境配慮契約法」〕（平成 19 年法律第 56 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図るための大阪府の方針としても位置づけることとし、庁内における環境配慮契約の推進を図るものとする。

(…略…)

4 平成 25 年度において取組む物品等及び環境に配慮した契約の推進

(…略…)

（３） 環境配慮契約の推進（入札等に付する契約のみ該当）

① 電気の供給を受ける契約

電力の調達に係る競争入札は、「大阪府電力の調達に係る環境配慮方針」に基づいて実施する。

② 自動車の購入に係る契約

自動車の調達に係る競争入札は、「大阪府自動車の調達に係る契約方針」に基づいて実施する。

※「大阪府電力の調達に係る環境配慮方針」及び「大阪府自動車の調達に係る契約方針」については巻末資料を参照してください。

(2) 環境配慮契約の契約方針を単独で策定した事例

「平成 25 年度川崎市環境配慮契約推進方針」⁷より一部抜粋

1. 趣旨 (…略…) 2. 対象範囲 市の全ての組織を対象とする。 また、本市が出資している団体その他の関連団体についても、本方針の趣旨を周知し、環境配慮契約の推進に努めるものとする。 3. 環境配慮契約の推進に関する基本的考え方 (…略…) 4. 温室効果ガス等の排出の削減のため、重点的に配慮すべき契約 (1) 電気の供給を受ける契約 (2) 自動車の購入及び賃貸借に係る契約 (3) 省エネルギー改修事業（以下「E S C O事業」という。）に係る契約 (4) 建築物に関する契約 5. 重点的に配慮すべき契約の基本的考え方 (1) 電気の供給を受ける契約 (…略…) (2) 自動車の購入及び賃貸借に係る契約 (…略…) (3) 省エネルギー改修事業（以下「E S C O事業」という。）に係る契約 (…略…) (4) 建築物に関する契約 (…略…) 6. 契約締結実績の把握及び公表 (…略…) 7. 推進体制 (…略…) 8. 方針の見直し等 (…略…) 9. その他 (…略…) 10. 施行期日 (…略…)
--

⁷ [http://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000013/13872/25housin\[1\].pdf](http://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000013/13872/25housin[1].pdf)

(3) 単一の契約類型に係る契約方針を単独で策定した事例

「堺市電力の調達に係る環境配慮方針」（平成 25 年 4 月改正）より一部抜粋

(目的) 第1条 本方針は、本市が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。 (環境に配慮した電力調達契約) 第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、一般電気事業者及び特定規模電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。 (対象組織等) 第3条 この方針は、堺市の全ての機関が、競争入札により電力を調達する際に適用する。 (環境評価項目) 第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。 1 基本項目 (1)二酸化炭素排出係数 (2)未利用エネルギーの活用状況 (3)新エネルギーの導入状況 (4)環境報告書の発行状況 (5)環境マネジメントシステムの導入状況 (評価) 第5条 本市が行う電力需給契約の入札に参加を希望する電気事業者は、前条に定める環境評価項目を、別表1「堺市環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）」により算定し、その評価点等を様式1-2「堺市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に記載し、様式1-1「堺市環境に配慮した電力調達契約評価申請書」とともに、申請期限までに環境総務課長に提出するものとする。ただし、同一年度中に様式1-2を環境総務課に提出した電気事業者にあっては、記載内容に変更がない場合に限り、様式1-2の提出を省略することができる。 2 環境総務課長は、電気事業者から提出された様式1の内容を確認し、各電気事業者の評価点を判定する。 3 環境総務課長は、判定の結果について、様式2により各電気事業者に通知するとともに、様式3により入札実施所属長へ通知するものとする。 4 環境評価項目における合計得点が70点以上をAランク、60点以上70点未満をBランク、60点未満をCランクとし、電力入札については、Aランク及びBランクに該当し、かつ、前年度電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（以下「RPS法」という。）第8条第1項の勧告を受けていない電気事業者についてのみ、本市の行う電力入札に参加する資格を得ることとする。 (入札参加資格の確認) 第6条 入札事務を担当する者は、様式2及び様式3により各事業者の評価点を確認するものとする。 (事務処理) 第7条 本方針に係る事務処理等は、環境総務課において行う。 附則 (…以下略…)

4 具体的な契約類型ごとの実践

4-1 電気の供給を受ける契約

国等が電気の供給を受ける契約を締結する場合、裾切り方式を用いることが法の附則第3項及び第4項で規定されており、国等においてはこれに基づき裾切り方式を実施しています。地方公共団体も環境配慮契約の牽引者としての役割が期待されており、既に一部の地方公共団体で裾切り方式による入札が行われています。

(1) 環境配慮契約の考え方

電気の供給を受ける契約における環境配慮契約の考え方は以下のとおりです。

- ① 電気事業者の二酸化炭素排出係数、環境負荷低減に関する取組状況により評価する裾切り方式を採用。
- ② 複数の電気事業者の参入が可能な裾切り基準とする。
- ③ 事業者間の競争を不当に阻害しないことに配慮する。
- ④ 裾切り基準は毎年度見直しを検討。

※ 排出係数等は年度ごとに変動するため、調達者は裾切りの方法を毎年度見直す必要がある。

裾切り方式とは

最低価格落札方式における入札参加資格の制限による環境配慮契約

(2) 契約手続きの流れ

電気の供給を受ける契約における契約手続きの流れを図に示します。

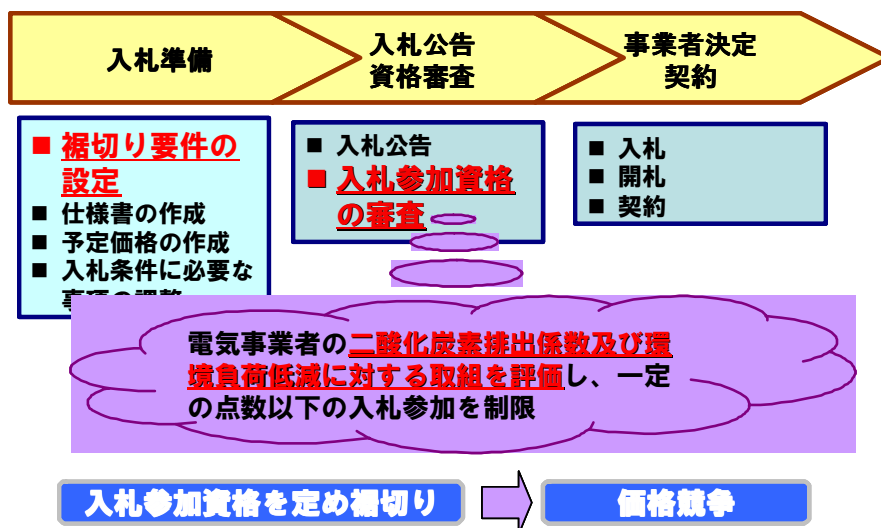


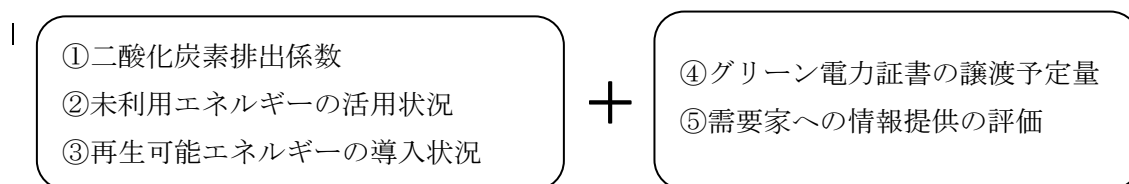
図 電気の供給を受ける契約における契約手続きの流れ

（３）裾切り要件の設定

電力の購入に係る契約において裾切り方式を実施する場合には、まず、要件を設定する必要があります。環境配慮契約の阻害要因として「どのような基準（評価項目、配点等）にしたらいかわからない」という意見が多くありました。そこで、裾切り要件や配点の設定について、考え方について簡単にまとめ、併せて国の機関や地方公共団体の事例を紹介します。

国等の場合は、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針解説資料（以下「基本方針解説資料」という。）で、前年度の下記の要素について実績を点数制で評価し、一定の点数以上（例：70 点以上）の電気事業者に入札参加資格を付与することを規定しています。

前年度の実績とは、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況及び再生可能エネルギーの導入状況です。また、グリーン電力証書の譲渡、需要家への情報提供の評価を加点項目として追加してもよいとしています。



なお、地方公共団体においては、上記の３項目の他に別の項目を設定しているケースもあります（加点項目を含む。）。

- 環境マネジメントシステムの導入状況
- グリーン電力証書の確保（譲渡不要）
- 省エネルギーの働きかけの状況
- 環境報告書の発行状況
- 地域の環境教育への貢献
- 地域の森林の機能増進活動への参加状況
- 緑化推進事業への参加状況

電気事業者が二酸化炭素係数を低減させるためには相応の時間を要するため、直接的には排出係数の低減に影響しなくても、電気事業者の環境への取組を多面的に評価することを考えることも可能です。

（４）評価基準（配点表）の設定

裾切り要件とする項目及び各項目の得点配分を定めます。全体を 100 点満点（加点項目を除く）とし、二酸化炭素排出係数の配分を重くするように設定します。

例）二酸化炭素排出係数	70 点程度
未利用エネルギーの活用状況	15 点程度
再生可能エネルギーの導入状況	15 点程度

入札に参加できる事業者を必要以上に制限するのではなく、各社による企業努力がある程度反映される水準となるよう、各項目の得点配分や入札に参加できる基準得点（何点以上で入札に参加できるか）を設定することが重要です。なお、東日本大震災以降、電力の需給逼迫を背景として、入札参加者が減少している状況を踏まえ、当面の間、適正な競争環境の確保に特に配慮し、ポイント制の区分・配点を設定することが適当です。

①二酸化炭素排出係数

平成 20 年の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）の改正を受けて、平成 21 年 6 月に「特定事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の算定に関する省令⁸」及び「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令⁹」の一部が改正され、電気事業者（一般電気事業者及び特定規模電気事業者（PPS））ごとに実排出係数¹⁰及び調整後排出係数¹¹が算出・公表されることになりました¹²。平成 24 年度実績は平成 25 年 12 月に公表されています¹³。

この公表された排出係数を用いて入札の際の配点表を作成するのですが、国の基本方針解説資料では、調整後排出係数を裾切りに使用するのが適切との考え方を示しています。

⁸ 平成 18 年経済産業省・環境省令第 3 号

⁹ 平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号

¹⁰ 電気事業者がそれぞれ供給（小売）した電気の発電に伴い、算定省令別表第 1 に定める燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量（t-CO₂）（以下「実二酸化炭素排出量」という。）を、当該電気事業者が供給（小売）した電力量（kWh）（以下「販売電力量」という。）で除して算出する。

¹¹ 実二酸化炭素排出量（t-CO₂）から、償却前移転（償却を目的として国の管理口座に無償で移転することをいう。）した京都メカニズムクレジット（温対法第 2 条第 6 項に規定する算定割当量をいう。）等を控除した量（以下「調整後二酸化炭素排出量」という。）を、当該電気事業者の販売電力量で除して算出する。

¹² 新規参入者については、参入年度より前の排出係数が存在しないため、参入年度及びその次年度においては既参入者と同様の方法によって国が排出係数を公表することができない。そのため、参入年度及び参入次年度に限って年度ごとの排出係数に相当する係数を算出の上、国が当該係数及び根拠資料の内容を確認し、別途公表することとされている。

¹³ 「平成 24 年度の電気事業者ごとの実排出係数・調整後排出係数等の公表について（お知らせ）」

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17512>

表 平成 24 年度の電気事業者別実排出係数・調整後排出係数等

事業者名	実排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	調整後排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)
北海道電力株式会社	0.688	0.680
東北電力株式会社	0.600	0.560
東京電力株式会社	0.525	0.406
中部電力株式会社	0.516	0.373
北陸電力株式会社	0.663	0.494
関西電力株式会社	0.514	0.475
中国電力株式会社	0.738	0.672
四国電力株式会社	0.700	0.656
九州電力株式会社	0.612	0.599
沖縄電力株式会社	0.903	0.692
イーレックス株式会社	0.603	0.428
出光グリーンパワー株式会社	0.086	0.106
伊藤忠エネクス株式会社	0.676	0.293
エネサーブ株式会社	0.616	0.482
荏原環境プラント株式会社	0.456	0.456
王子製紙株式会社	0.475	0.471
オリックス株式会社	0.762	0.757
株式会社イーセル	0.000	0.000
株式会社エネット	0.429	0.427
株式会社F-Power	0.525	0.445
株式会社G-Power	0.441	0.000
株式会社日本セレモニー	0.797	0.789
サミットエナジー株式会社	0.438	0.259
JX日鉱日石エネルギー株式会社	0.367	0.364
JENホールディングス株式会社	0.494	0.490
志賀高原リゾート開発株式会社	0.312	0.309
昭和シェル石油株式会社	0.367	0.364
新日鉄住金エンジニアリング株式会	0.655	0.654
泉北天然ガス発電株式会社	0.388	0.385
ダイヤモンドパワー株式会社	0.431	0.427
テス・エンジニアリング株式会社	0.494	0.490
東京エコサービス株式会社	0.092	0.091
日本テクノ株式会社	0.508	0.509
日本ロジテック協同組合	0.486	0.256
パナソニック株式会社	0.498	0.492
プレミアムグリーンパワー株式会社	0.018	0.022
丸紅株式会社	0.378	0.324
ミツウロコグリーンエネルギー株式会	0.366	0.445
リエスパワー株式会社	0.420	0.000
代替値(kg-CO ₂ /kWh)	0.550	

平成 24 年度の二酸化炭素排出係数を踏まえ作成した配点例（沖縄電力供給エリアを除く）を以下に示します。

表 二酸化炭素排出係数の配点例（平成 24 年度）

北海道電力供給エリア		東北電力供給エリア		北陸電力供給エリア	
区分	点	区分	点	区分	点
0.000 以上 0.625 未満	70	0.000 以上 0.500 未満	70	0.000 以上 0.525 未満	70
0.625 以上 0.650 未満	65	0.500 以上 0.525 未満	65	0.525 以上 0.550 未満	65
0.650 以上 0.675 未満	60	0.525 以上 0.550 未満	60	0.550 以上 0.575 未満	60
0.675 以上 0.700 未満	55	0.550 以上 0.575 未満	55	0.575 以上 0.600 未満	55
0.700 以上 0.725 未満	50	0.575 以上 0.600 未満	50	0.600 以上 0.625 未満	50
0.725 以上 0.750 未満	45	0.600 以上 0.625 未満	45	0.625 以上 0.650 未満	45
0.750 以上 0.775 未満	40	0.625 以上 0.650 未満	40	0.650 以上 0.675 未満	40
0.775 以上 0.800 未満	35	0.650 以上 0.675 未満	35	0.675 以上 0.700 未満	35
0.800 以上 0.825 未満	30	0.675 以上 0.700 未満	30	0.700 以上 0.725 未満	30
0.825 以上 0.850 未満	25	0.700 以上 0.725 未満	25	0.725 以上 0.750 未満	25
0.850 以上	20	0.725 以上	20	0.750 以上	20

東京電力供給エリア		中部電力供給エリア		関西電力供給エリア	
区分	点	区分	点	区分	点
0.000 以上 0.350 未満	70	0.000 以上 0.350 未満	70	0.000 以上 0.425 未満	70
0.350 以上 0.375 未満	65	0.350 以上 0.375 未満	65	0.425 以上 0.450 未満	65
0.375 以上 0.400 未満	60	0.375 以上 0.400 未満	60	0.450 以上 0.475 未満	60
0.400 以上 0.425 未満	55	0.400 以上 0.425 未満	55	0.475 以上 0.500 未満	55
0.425 以上 0.450 未満	50	0.425 以上 0.450 未満	50	0.500 以上 0.525 未満	50
0.450 以上 0.475 未満	45	0.450 以上 0.475 未満	45	0.525 以上 0.550 未満	45
0.475 以上 0.500 未満	40	0.475 以上 0.500 未満	40	0.550 以上 0.575 未満	40
0.500 以上 0.525 未満	35	0.500 以上 0.525 未満	35	0.575 以上 0.600 未満	35
0.525 以上 0.550 未満	30	0.525 以上 0.550 未満	30	0.600 以上 0.625 未満	30
0.550 以上 0.575 未満	25	0.550 以上 0.575 未満	25	0.625 以上 0.650 未満	25
0.575 以上	20	0.575 以上	20	0.650 以上	20

中国電力供給エリア		四国電力供給エリア		九州電力供給エリア	
区分	点	区分	点	区分	点
0.000 以上 0.525 未満	70	0.000 以上 0.525 未満	70	0.000 以上 0.500 未満	70
0.525 以上 0.550 未満	65	0.525 以上 0.550 未満	65	0.500 以上 0.525 未満	65
0.550 以上 0.575 未満	60	0.550 以上 0.575 未満	60	0.525 以上 0.550 未満	60
0.575 以上 0.600 未満	55	0.575 以上 0.600 未満	55	0.550 以上 0.575 未満	55
0.600 以上 0.625 未満	50	0.600 以上 0.625 未満	50	0.575 以上 0.600 未満	50
0.625 以上 0.650 未満	45	0.625 以上 0.650 未満	45	0.600 以上 0.625 未満	45
0.650 以上 0.675 未満	40	0.650 以上 0.675 未満	40	0.625 以上 0.650 未満	40
0.675 以上 0.700 未満	35	0.675 以上 0.700 未満	35	0.650 以上 0.675 未満	35
0.700 以上 0.725 未満	30	0.700 以上 0.725 未満	30	0.675 以上 0.700 未満	30
0.725 以上 0.750 未満	25	0.725 以上 0.750 未満	25	0.700 以上 0.725 未満	25
0.750 以上	20	0.750 以上	20	0.725 以上	20

②未利用エネルギー活用状況

未利用エネルギーの活用状況は公表されていませんので、入札への参加を希望する事業者に提出を求めることになります。地方公共団体において行われた裾切り方式を用いた入札の際の、当該部分の配点例を表に示します。

表 未利用エネルギー活用状況に関する配点の例

満点	配点（括弧内は点数）
10 点	活用（10）／未活用（0）
15 点	1.35%以上（15）／0%超 1.35%未満（10）／0%（0）
15 点	1.35%以上（15）／0.675%以上 1.35%未満（10）／0.675%超 0.675%未満（5）／0%（0）
20 点	1.35%以上（20）／0%超 1.35%未満（10）／0%（0）

③再生可能エネルギー導入状況

化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入促進の観点から、前年度の供給電力量（需要端）に占める再生可能エネルギー電気の利用量の割合（固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気は除く）を使用します。

表 再生可能エネルギー導入状況に関する配点の例

区分	配点
1.50 %以上	15
0.75 %以上 1.50 %未満	10
0 %超 0.75 %未満	5
活用していない	0

※平成 26 年度の電力の契約より国等では再生可能エネルギー導入状況を用いた裾切りを導入しています。

④グリーン電力証書の譲渡等

国等の行う裾切り方式では、グリーン電力証書は加点項目として設定されることがあります。地方公共団体において実施される裾切り方式による入札においては、「グリーン電力証書の譲渡」の他に「グリーン電力証書の保有（購入）」を評価項目に加えているケース（加点項目の場合を含む）があります。さらに地元の都道府県で発電されたグリーン電力に関して配点を高くしている例があります。

表 グリーン電力証書購入状況に関する配点の例

購入あり	自県産	20 点
	他府県産	10 点
購入なし		0 点

⑤需要家への情報提供の評価

需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から、裾切り方式のオプションとして評価し、加点項目とします。

なお、本評価項目については、入札実施者の適切な判断を前提に、オプションではなく必須項目に加えることも可能であるとしています。

【需要家への情報提供の例】

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）
- ・需要逼迫時における節電依頼メール
- ・HP における使用電力量の推移等の照会サービス
- ・設定した使用電力量を超過した場合の通知サービス 等

【配点例】

需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供に

取り組んでいる 5 点

取り組んでいない 0 点

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものですので、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはなりません。

⑥その他

その他の項目については配点の満点を低くし（5～10 点程度）、適合している場合にその満点を与えている例が多いようです。

○加点されているその他の項目の例：

- | | | |
|-------------------|---|----------------|
| 環境報告書の発行状況 | ： | 発行している／発行していない |
| 環境マネジメントシステムの導入状況 | ： | 導入している／導入していない |
| 他の環境施策への参加状況 | ： | 参加している／参加していない |

4-2 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

(1) 環境配慮契約の考え方

国等における自動車の購入及び賃貸借に係る契約における環境配慮の基本的な考え方は以下のとおりです。

- グリーン購入法の基準を満足することが前提条件（特定調達品目に該当する場合）。
- 環境性能（燃費）と価格の両面から評価を行う（総合評価落札方式の採用）。
- 必要以上に入札を制限することがないよう配慮しつつ、行政目的等が確実に達成できるよう勘案する。
- 具体的要件は使用状況（走行距離実績など）を勘案し調達者において設定

なお、グリーン購入法の自動車に係る燃費基準値、自動車の種類、構造等の定義の詳細については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 26 年 2 月）に公開されています。

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

自動車の調達に当たっては、「グリーン購入の取組を実施しているため、さらに環境配慮契約に取り組む必要性がわからない」とした意見が多かったため、まず、グリーン購入の取組と環境配慮契約の違いについて補足します。

グリーン購入は調達する自動車の燃費の最低水準を定めるもので、その最低水準をクリアしたものの中から価格競争で選定する方式（裾切り方式）です。

車種によっては最低水準よりさらに高燃費を実現した自動車があるクラスがありますが、グリーン購入法のみ適用によると、最低水準をクリアすればそれ以上の燃費の差は評価されません。これに対し、価格を含めて総合的に評価する総合評価落札方式を採用した場合は、最低水準からどれだけ燃費がよいのかを評価に含めることができます。すなわち、最低水準からの「+α（プラスアルファ）」を評価することになります。自動車の調達における環境配慮契約として推奨している総合評価落札方式は、「よりよいものを選択する」という意味で、グリーン購入の基準による裾切り方式から一歩進めた段階であるといえます。

(2) 総合評価落札方式の採用について

調達しようとする自動車が以下の要件を満たす場合は、価格と環境性能の両面で評価する総合評価落札方式を採用することが、コストや環境配慮等の面からみて適切です。

○要件を満たす自動車がある程度普及していること

基本方針解説資料でも「一定程度普及段階にある自動車であることが、本契約方式による入札の前提となることに留意する必要がある」としています。総合評価落札方式は価格と環境性能を総合的に評価する方式ですので、価格面においても相応の競争力を有することが必要になります。

○要件を満たす自動車にある程度の燃費の差があること

例えば 2,000cc クラス（概ね車両重量 1,196kg 以上 1,311kg 未満）のガソリン乗用車の場合、グリーン購入法の燃費の最低水準は 17.2km/ℓですが、同クラスでは、30km/ℓを上回る自動車もあり、燃費の差が比較的大きいといえますが、小型の車両や特殊車両などは市場の自動車の燃費の差がそれほど大きくない場合もあります。

○長期の使用期間又はある程度の走行距離が想定されること

基本方針解説資料でも、賃貸借の場合「契約期間が 3 年未満であって、かつ当該仕様を満たす車種間の燃費の差が小さく、加算点の満点が低い場合など、評価に当たって環境性能がほとんど寄与しない場合は、調達者の判断により、必ずしも本方式を適用しないものとする」としています。

（３）総合評価落札方式によらない環境配慮について

地方公共団体において総合評価落札方式を実施するためには、地方自治法施行令により学識経験者に意見を聴くことが求められており、価格のみの競争入札の場合より手続きが煩雑になることから、調達台数が少ないなどの場合は、例えば燃費による裾切り基準をグリーン購入法の基準よりさらに引き上げることが「総合評価によらない環境配慮」の方法の 1 つとして考えられます。

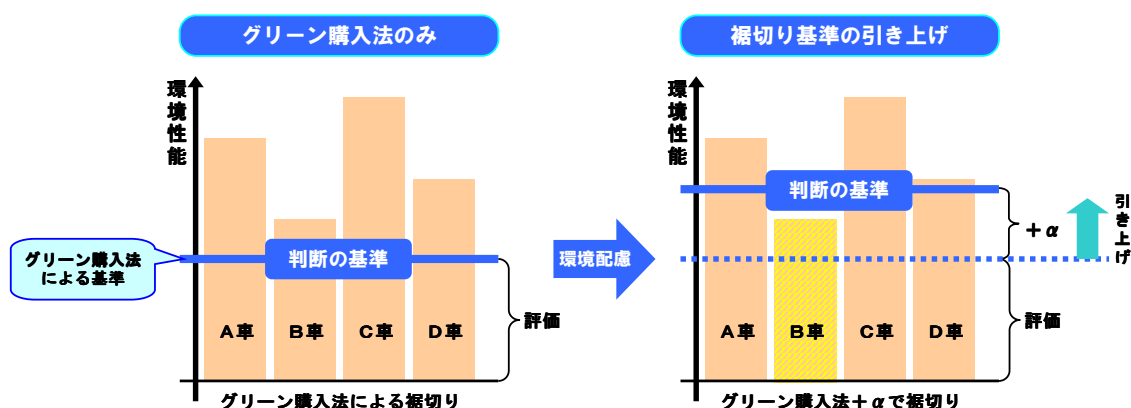


図 裾切り基準を引き上げることによる環境配慮のイメージ

また、ライフサイクルコストを考慮した車種の選定フローの事例もあります。

「平成 25 年度川崎市環境配慮契約推進方針」より一部抜粋
(別紙 2 環境性能をライフサイクル全体で考慮した自動車の車種の選定フロー例)



(4) 総合評価落札方式の評価方法

①総合評価落札方式とは

総合評価落札方式には一般的に加算方式と除算方式があり、一般的に次の式で表すことができます。

加算方式： [得点] = [価格以外の要素の得点] + [入札価格点]

除算方式： [得点] = [価格以外の要素の得点] ÷ [入札価格点]

基本方針解説資料の自動車の調達に係る環境配慮契約の解説において推奨している総合評価落札方式は除算方式です。

②価格以外の要素の得点

自動車の調達に係る環境配慮契約では、[価格以外の要素の得点]はすなわち環境性能の得点（以下「得点」という。）です。

先述したように環境性能の「+α」を評価しますので、最低水準を標準点（100 点）として各自動車の「+α」要素を加算点として点数化します。

$$\text{評価値} = \frac{\text{得点（性能）}}{\text{入札価格点}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格点}}$$

③加算点

加算点は以下の方法で求めます。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

※燃費基準値： 要求する環境性能の最低水準（グリーン購入法の基準等）

燃費目標値： 仕様を満足する自動車の中で最高水準の燃費値

※加算点の満点は「(6) ②」(P.29)を参照。

【燃費基準値・燃費目標値に係る補足事項】

■グリーン購入法の特定調達品目に該当する場合で、複数の重量区分にまたがる仕様により調達する場合
当該車両（提案された自動車）の重量区分に対応する数値を分子の燃費基準値に、分母の燃費基準値及び燃費目標値には、もっとも燃費改善割合の優れた重量区分に対応する数値をそれぞれ使用する

■グリーン購入法の燃費基準がない場合（大型特殊自動車、小型特殊自動車及び二輪自動車）

仕様を満たす自動車として市場に存在する自動車のうち、最も燃費の劣る自動車の数値を燃費基準値として、最も燃費の優れた自動車の数値を燃費目標値としてそれぞれ使用する

④試算例

試算 1) 2,000cc クラスのセダン（3 ボックス型）ガソリン乗用車の場合

以下の試算例に示した自動車の車両重量区分は 1,196kg 以上 1,311kg 未満のものが対象となっています。この車両重量区分の燃費基準値は 17.2 km/ℓ、燃費目標値は 32.6 km/ℓであり、燃費基準値に対する燃費目標値の改善割合は、 $32.6/17.2-1$ で約 9 割となるため、50 点の 9 割の 45 点を加算点の満点とした場合の試算例を表に示します。

この表のケースでは、最低価格であったのは B 車ですが、評価点順位が 1 位だった A 車が落札者になります。

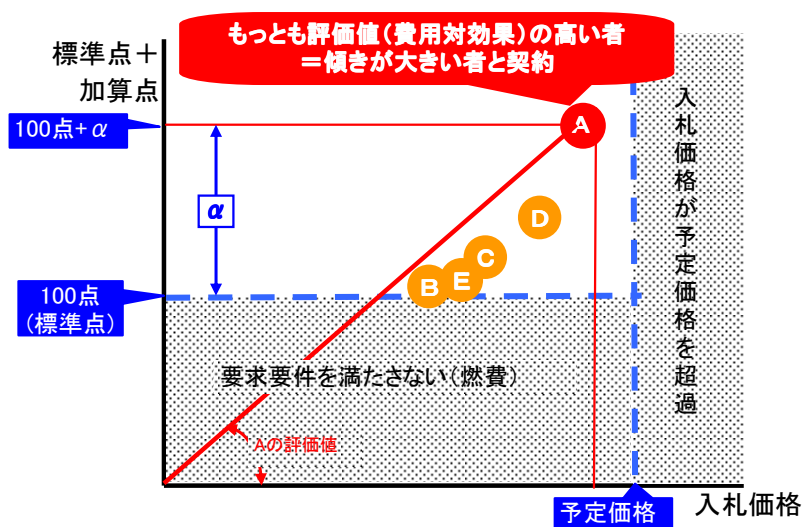


表 総合評価落札方式の加算点・評価点の試算例（1）

	A 車	B 車	C 車	D 車	E 車
提案車の燃費 (JC08 モード) (km/ℓ) ⇒ X	32.6	17.2	18.7	23.2	17.8
加算点 (45 点満点) $45 \times \frac{(X-17.2)}{(32.6-17.2)}$	45.0	0.0	4.4	17.5	1.8
得点 標準点+加算点	145.0	100.0	104.4	117.5	101.8
価格点 (入札価格/1 万)	207	177	182	198	181
評価点 得点/価格点	0.700	0.565	0.574	0.593	0.562
価格順位 最低価格=1	5	1	3	4	2
評価点順位 最高評価点=1	1	4	3	2	5

※ A 車及び D 車はハイブリッド車であり、排気量は 2,000cc クラスに該当しないが、動力性能から 2,000cc クラスのガソリン車として扱う。

試算 2) 2,000cc クラスの多目的ガソリン自動車とディーゼル自動車を同一に扱う場合

ガソリン自動車とディーゼル自動車を合わせて入札を行うことも可能です（調達者が同一区分として扱うことが適当であると判断した場合）。

以下の試算例に示した自動車の車両重量区分は A 車、B 車 1,531kg 以上 1,651kg 未満、

C車・D車・E車が 1,421kg 以上 1,531kg 未満となっています。この車両重量区分の燃費基準値はC車が 13.2 km/ℓ、C車以外が 13.2 km/ℓであることから、もっとも燃費効率の良い自動車（車名D）の燃費基準値に対する燃費目標値の改善割合は 16.9/14.4-1 で 17%となります。そのため、50 点の 17%の 9 点を加算点の満点としています。

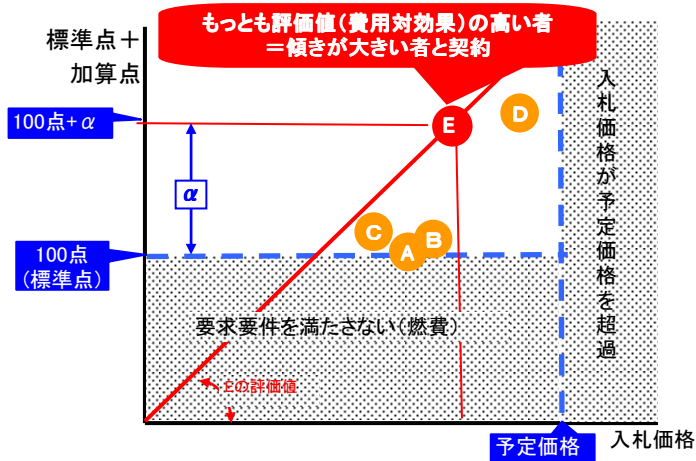


表 総合評価落札方式の加算点・評価点の試算例（2）

	A車	B車	C車	D車	E車
提案車の燃費 (JC08 モード) (km/ℓ) ⇒ X	13.2	13.8	15.2	16.9※	15.6
車両重量区分	1,531～ 1,651	1,531～ 1,651	1,421～ 1,531	1,421～ 1,531	1,421～ 1,531
燃費基準値 (km/ℓ) ⇒ Y	13.2	13.2	14.4	14.4	14.4
加算点(9点満点) $9 \times \frac{(X-Y)}{(13.2-12.2)}$	0	2.2	2.9	9.0	4.3
得点 標準点+加算点	100.0	102.2	102.9	109.0	104.3
価格点 (入札価格/1万)	263	257	252	278	255
評価点 得点/価格点	0.380	0.398	0.408	0.392	0.409
価格順位 最低価格=1	4	3	1	5	2
評価点順位 最高評価点=1	5	3	2	4	1

※D車のみディーゼル車であり、ガソリン発熱量換算とするため、提案車の燃費を 1.1 で除して算出しています。

基本方針解説資料において、他のケースの試算も行っておりますので御参照ください。

（5）留意事項

- 行政事務の遂行に当たり、グリーン購入法に定める燃費基準を満たし、目的に合致する適当な車種がない場合
- 貨物車、重量車等の一部の車種において燃費基準を満たす車両が存在しない場合 等

- ⇒ 必ずしもグリーン購入法の判断の基準によらず調達可能
- ⇒ 燃費以外の仕様を満たす車種の中で総合評価落札方式を行うことも可能
- ⇒ 燃費基準を満たさない場合は、算定した加算点が負の値（マイナス）となることに留意が必要

（６）地方公共団体における実例

【ケース１：購入の場合（燃料価格等をもとに加算点の満点を設定した例）】

入札に当たっては「入札条件に必要な事項の整理」が必要ですが、総合評価落札方式を実施するための事前準備として、

- ①既保有自動車の実走行距離等の把握
- ②加算点の満点の設定
- ③有識者へのヒアリング

が考えられます。以下、A県における事例を参考にこれらの項目について整理します。

①既保有自動車の実走行距離等の把握

まず、調達する自動車をどのくらい使用するかといったことを想定する必要があります。そのためには保有している自動車の実走行距離などの情報を収集する必要があります。

A県の例では以下の情報等を収集・整理し、これらの情報をもとに加算点の満点を設定しています。

表 自動車の調達に係る契約における情報の整理

項目	設定値	根拠
燃費基準値	9.45 km/ℓ	グリーン購入法の基準による
燃費目標値	12.1 km/ℓ	市場調査による
想定総走行距離	120,000km	実績による
ガソリン総消費量	12,698 ℓ	120 / 9.45
燃料価格（単価）	135 円/ℓ	県内平均ガソリン価格（平成 18 年度）
燃料価格（総額）	1,714,230 円	135 円 × 12,698 ℓ

②加算点の満点の設定

加算点の満点をどのくらいにするかは、すなわち環境性能にどのくらい重点を置くかということになります。想定走行距離、車両クラス（重量）、用途、地域等によって様々ですので、一律に規定することはできません。調達する自動車それぞれについて調達者が判断する必要があります。

- a) 市場の燃費性能の格差をもとに設定する

基本方針解説資料では、「加算点の満点については、燃費基準値に対する燃費目標値の改善割合が 100%以上である場合は 50 点とし、改善割合が 100%未満である場合は、改善割合を基に最高点を設定する」としています。つまり、燃費目標値が燃費基準値の倍以上ある場合に加算点の満点を 50 点とすることになります。この方法では加算点の満点は次の式の計算結果が目安になります。

$$\text{加算点の満点} = (\text{燃費目標値} / \text{燃費基準値} - 1) \times 50$$

b) コストをもとに設定する

A 県の事例ではコストをもとに加算点の満点を設定しています。自動車の使用期間中に消費される燃料の総量を概算し、想定した燃料総消費量に燃料価格（単価）を乗じて自動車の使用期間中に必要な燃料価格（総額）を算出します。この燃料価格（総額）と自動車の初期価格を比較し、燃料価格（総額）が初期価格に比べて十分高い¹⁴ため、加算点の満点を 50 点としています。

また、賃貸借の場合は購入の場合より一般に使用期間が短いことを考慮して加算点の満点を設定する必要があります。基本方針解説資料では、例えば 3 年間の賃貸借契約の場合は購入の場合の加算点の満点に 3/7 を乗じて、50 点満点⇒20 点満点としています。

③有識者へのヒアリング

地方自治法施行令により地方公共団体が総合評価落札方式を導入する際は、学識経験者に意見を聞くことが求められています。

A 県の場合、落札者設定基準策定に際して、大気環境や交通環境に精通する 2 名の大学教授に意見を聞いています。

¹⁴ 予算執行予定価格：燃料価格（総額）＝10：9

【ケース２：賃貸借の場合（入札価格に年間燃料代を加えて評価した例）】

また、自動車のリースに当たって、提案車の入札価格（年間リース料）に想定される年間燃料代（提案車の燃費×想定年間走行距離×想定燃料単価）を加えて算出した「年間維持費」を判断の基準としたK市の例を紹介します。

「グリーン購入に関する調達方針」

項目	A	分類番号	4	分類名	自動車
分類共通の判断の基準等	【判断の基準】 ①九都県市指定低公害車であること ②環境配慮契約法基本方針に基づき、燃費も考慮した総合評価による契約に努めること。 【参考】燃費を考慮した総合評価落札方式における評価の具体例 年間維持費[リース費用＋燃料単価(※1)×年間走行距離見込(※2)÷燃費(※3)]が最低であるものを資料4[自動車の賃貸借契約における環境影響評価表(P22)]により決定する。 ※1：県の平成22 年12 ヶ月平均、または各部署が決定した金額。 (http://oil-info.ieej.or.jp/price/data/SekiyuMonthly.xls) ガソリン：130 円/ℓ、軽油：110 円/ℓ ※2：3000km（前年度全体平均）、または各部署が決定した距離。 ※3：JC08 モード、または（10・15 モード×0.9）。				
品目 No.	品目名	品目個別の配慮事項			単位
1	自動車				1台

（資料４ 「自動車の賃貸借契約における環境影響評価表」）

候補	①年間リース料	②燃料単価	③年間走行距離見込	④カタログ燃費	⑤年間燃料代 (②×③÷④)	⑥年間維持費 (①＋⑤)
(記入例)〇〇リース㈱	170,280 円	150 円	6,000km	16.4km/ℓ・kg	54,878 円	225,158 円
(記入例)□□リース㈱	168,300 円	150 円	6,000km	15.8km/ℓ・kg	56,962 円	225,262 円

- 1 燃費はJC08 モードを用い、確認できない場合は（10・15 モード×0.9）とする。
- 2 年間走行距離見込みが不明の場合は、3000km とする。
- 3 燃料単価はK市グリーン購入ガイドラインの規定による。
- 4 年間維持費＝（①年間リース料）＋（②燃料単価）×（③年間走行距離見込）÷（④カタログ燃費）

4-3 船舶の調達に係る契約

(1) 船舶の調達に係る契約における環境配慮の意義

船舶は一般に 10 年以上の長期に渡って使用されるものであるため、船舶の調達等を行う場合に環境配慮契約を実施することは、長期的な視点での温室効果ガス削減に寄与することが期待されます。

(2) 環境配慮契約の基本的考え方

船舶の調達に係る契約における環境配慮の基本的な考え方は以下のとおりです。

- ①設計を事業者が発注する場合は、環境配慮に関しても調達者の要求を満たした船舶設計が期待できる設計事業者を選定（設計業務を発注する場合にはプロポーザル方式を採用）。
 - ②小型船舶を調達する場合は、推進機関の燃料消費率等を要件に含める（小型船舶においてはエンジンの裾切り設定を行う）。
 - ③必要以上に入札を制限することがないよう配慮しつつ、行政目的等が確実に達成できるように要求性能を適切に定める。

(3) 船舶の調達に係る契約における環境配慮契約

建築設計事業者の選定においては、提案を求めるテーマのうち 1 つ以上に温室効果ガス等の削減に資する内容を含める環境配慮型プロポーザル方式を環境配慮契約として推奨しています。

小型船舶の調達に係る契約（建造に係る契約の他、購入に係る契約を含む）を締結する際には、調達者が当該船舶の用途・目的、航行区域等を鑑みて、推進機関の要件に燃料消費率等を含めることが有効です。

(4) 地方公共団体における船舶

我が国においては、政府実行計画の実施状況を見ると、平成 20 年度実績は船舶由来の温室効果ガス排出量は政府全体の温室効果ガス排出量の 25%を占めており、国等が船舶の調達等においても環境配慮契約を検討することはとりわけ重要であるといえ、そのため政府は船舶の調達においても環境配慮契約を推進することを閣議決定しました。

4-4 省エネルギー改修事業（ESCO 事業）に係る契約

（1）省エネルギー改修事業の必要性和意義

ESCO 事業は、施設管理者において新たな改修資金を必要としない省エネルギー推進方法として注目されています。このような状況を踏まえ、公的部門が ESCO 事業を推進することにより、環境への負荷の低減を図るとともに、環境と両立する新しい経済づくりに役立つことが期待されます。

アンケートでは、都道府県・政令市のおよそ半数が ESCO 事業を実施した実績があると回答しています。

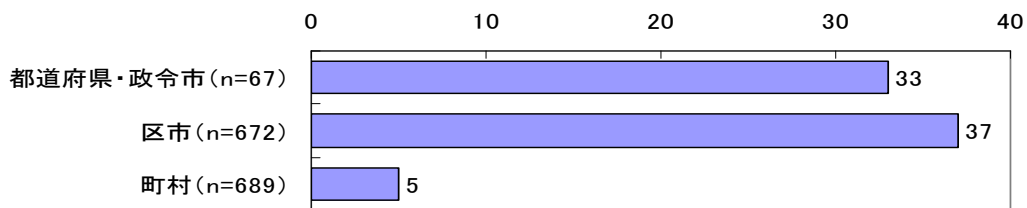


図 ESCO事業の実績

また、近年、地方公共団体においては、デザインビルド型小規模 ESCO 事業や防犯灯の LED 化による ESCO 事業も取り組まれており、大規模施設で無い場合でも、また比較的人口規模が小さい市町村においても ESCO 事業の可能性が拡大しています。

表 アンケートであげられた「参考としたESCO事例」（一部）

流山市	デザインビルド型 ESCO 事業	http://www.city.nagareyama.chiba.jp/information/81/427/16440/index.html
太田市	青色 LED 防犯灯 ESCO 事業	http://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0050-004shimin-bouisai/01news/files/boshu-youkou.pdf
秋田市	町内防犯灯 LED 化事業	http://www.city.akita.akita.jp/city/ct/mn/led/koubo.htm
前橋市	LED 防犯灯 ESCO 事業	http://www.city.maebashi.gunma.jp/sisei/450/465/004/p009896_d/fil/20121121-01.pdf
福岡市	事業所省エネ技術導入サポート事業	http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/ondan/life/softesco_1.html
佐倉市	ファシリティマネジメント	http://www.city.sakura.lg.jp/0000002921.html
大阪府	大阪府池田保健所外 10 件 ESCO 事業の提案公募	http://www.pref.osaka.jp/koken_setsubi/esco/escohc.html
山口県	山口県立中央病院（現 山口県立総合医療センター）省エネルギー化事業	http://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/ondan/torikumi/taisaku/esco1.html
宮城県	東北歴史博物館	http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/esco-rekihaku.html
徳島市	徳島市本庁舎、徳島城博物館	http://www.city.tokushima.tokushima.jp/kanzai/pdf/kanzai13.pdf
長野県	長野県民文化会館	http://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/kurashi/ondanka/ems/esco.html

(2) ESCO 事業の概要

ESCO 事業は、設計、施工、及び保守・運転管理等を含む複数年のサービスを提供するものであり、事業費の支払いに当たっては、保証された光熱水費の削減額で賄われます。

老朽化した設備機器がある場合には、その更新費用を別途積み上げ、通常の ESCO 事業と一体的に発注する事業（設備更新型 ESCO 事業）を行うことができます。

なお、ESCO 事業の詳細については、ESCO 推進協議会のホームページ¹⁵をご参照ください。

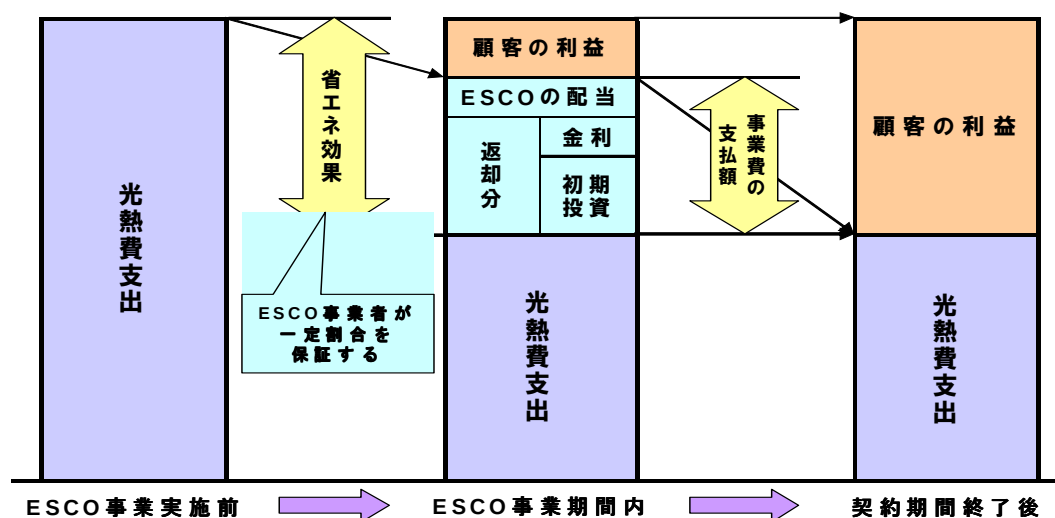


図 標準的なESCO事業

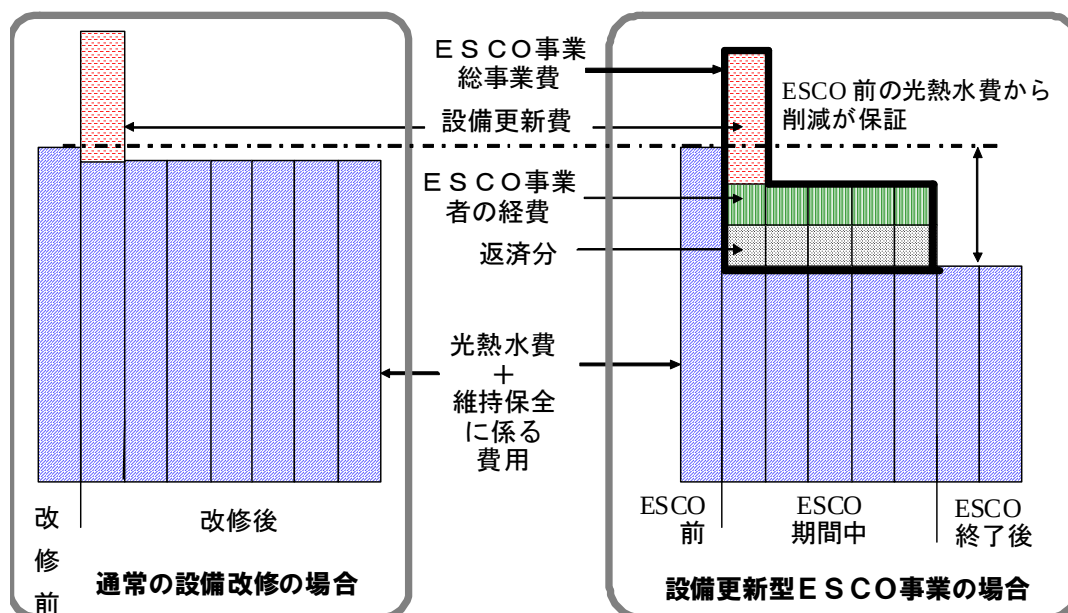


図 通常の設備改修と設備更新型ESCO事業についての概念図

¹⁵ <http://www.jaesco.or.jp/>

表 設備更新型ESCO事業の構成

構成	概 要
設備更新部	・発注者が指定した設備機器の更新（ただし、当該設備機器に係る維持管理及び省エネルギー効果の計測・検証は除く。）
ESCO 部	・発注者が指定した設備機器に係る維持管理及び省エネルギー効果の計測・検証 ・設備更新部に係る事業者の追加提案（効率の向上等） ・設備更新部以外で、事業期間の光熱水費削減額により導入費用を賄うことが可能な技術提案

（３）ESCO 事業の導入に当たって

ESCO 事業の計画段階の概略のフローは右のとおりですが、ESCO 事業の範囲又は事業者選定方式（総合評価落札方式又はプロポーザル方式）によって、予算化の手続等が異なりますので、計画段階において事業の全体を詳細に検討することが重要です。

ESCO 事業導入の検討に当たっては、まず既存施設の実態把握が必要です。調査・整理する項目としては以下に示す項目が考えられます。

〔調査項目〕

- ・ 建物概要、設備概要
- ・ 施設の運用状況、設備の運転状況
- ・ 過去 3 箇年のエネルギー種別ごとの消費量及び水の消費量
- ・ 改修履歴、改修計画予定

ESCO 事業は、光熱水費削減額等により事業費を賄うことから、事業が成立するためには、当該施設において一定以上のエネルギー削減余地が見込まれることが必要となります。そこで、国の機関にあっては、次の条件をともに満たす施設を対象に、更なる検討を行うこととしています。地方公共団体等においても、当該施設のエネルギー削減余地について、適切に判断することが重要です。

〔一次エネルギー消費量（換算値）〕

- ・ 2,000MJ/m²・年以上（従来型 ESCO 事業の場合）
- ・ 1,500MJ/m²・年以上（設備更新型 ESCO 事業の場合）

〔年間光熱水費額〕

- ・ 5,000 万円以上/施設

(4) プロポーザル方式における予算化の手続き

地方公共団体においてはプロポーザル方式で ESCO 事業の事業者選定が行われるケースが多いのですが、事前に提案公募に係る経費のみを予算化した上で、最優秀提案に基づく金額によって予算額を設定した事例もあります。

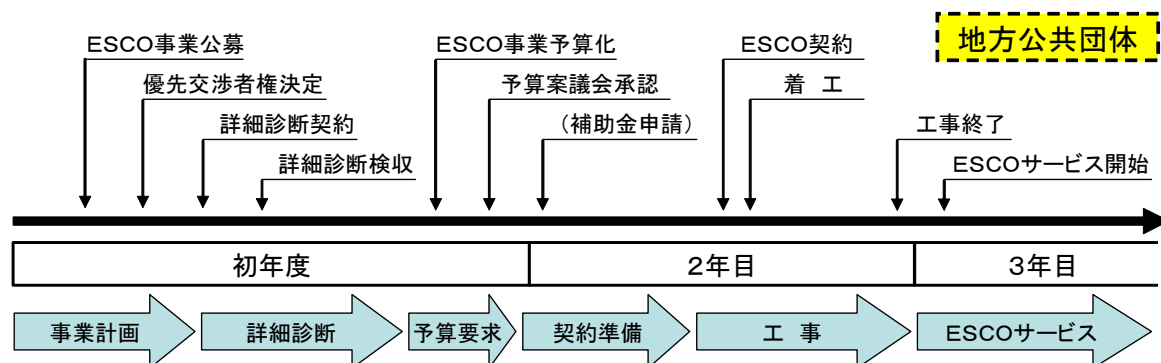


図 プロポーザル方式によるESCO導入のスケジュール例

(5) 運用改善による省エネルギーの推進

ESCO 事業の導入が適当ではないと判断された施設においても、施設の運用改善による省エネルギー対策を行うことは極めて有効、かつ重要であると考えられます。

このような省エネルギー対策として、例えば「省エネチューニング」¹⁶をあげることができます。

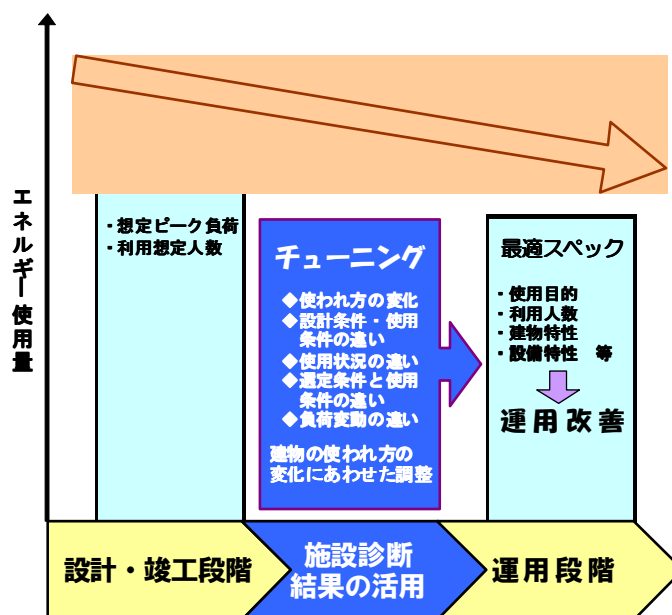


図 省エネチューニングのイメージ

¹⁶ 詳しくは（一財）省エネルギーセンターのホームページを参照
「省エネチューニングガイドブック」（平成 19 年 1 月改訂）
http://www.eccj.or.jp/b_tuning/gdbook/index.html
「省エネチューニングマニュアル」（平成 20 年 3 月）
http://www.eccj.or.jp/b_tuning/manual/index.html

省エネチューニングとは、「実際の『建物の使われ方の変化にあわせた調整』によって建物の省エネルギーを推進すること」です。

ESCO 事業のみならず、省エネチューニングといった手法を活用し、設計・竣工段階の条件と実際の使用条件との違いや利用する人員等の使用状況の変化、さらには設備の経年劣化やシステムバランスの崩れによるエネルギー損失等に適切に対応し、建物、設備の運用改善を図っていくことが重要です。

表 省エネチューニング項目分類（「省エネチューニングガイドブック」より）

負荷の軽減(温度、外気量、混合ロス)
機器の効率運転(熱源設備)
搬送動力の節減(ポンプ類、空調機等)
運用対応(運転管理、保守管理、換気設備、建築関係、空調関係)
その他(照明器具、衛生器具等、昇降機等)

表 省エネチューニングの選定要件（「省エネチューニングガイドブック」より）

一次選定要件（難易度・効果等）
① 現場で容易に着手可能であること
② メーカー・施行業者の指導下で容易に実行可能であること
③ 新たな設備投資を伴わないこと
④ 省エネルギー効果が大きいこと
⑤ 設計条件と実際の運転状況との乖離が大きいこと
⑥ システム・機器類の無駄・不適切な運転があること
⑦ 施設使用者に影響が少ないこと
二次選定要件（運用条件・過去の実績等）
① 利用者の了解が得やすい
② 法規等により推奨されている
③ 定期点検がしばらく行われていない
④ 詳細なデータの事前準備が不要である
⑤ 利用人数、使用エリア、使用時間が変わった
⑥ 温湿度条件が変わった
⑦ 発熱機器が増えた・減った
⑧ 施設全体又は一部の用途が変わった
⑨ 近隣の環境変化があった
⑩ 省エネチューニング手法の効果が確認済みである

4-5 建築物に関する契約

(1) 建築物に関する契約における環境配慮の必要性和意義

建築物に由来する排出を削減するためには、設計図による単品生産という建築物の特性を踏まえると、環境配慮技術に優れた設計者の選定が求められます。

既に多くの建築物において環境配慮技術に優れた設計者の選定を行っており、プロポーザル方式により設計事業者に対して技術提案を求めるテーマに、環境配慮に関する項目を含める対応が実施されているところです。こうした対応を制度的に位置づけ、すべての公共建築物の新築や増築、大規模な改修等において、環境配慮技術に優れた設計者を選定する必要があります。

(2) 基本的な考え方

建築設計に係る契約における環境配慮の基本的な考え方は以下のとおりです。

- ①設計業務を発注する際に、環境保全性能を契約図書に記載する。
- ②プロポーザル方式により設計事業者に対して技術提案を求めるテーマのひとつ以上に、環境配慮に関する項目を含め、技術提案内容を設計成果に可能な限り反映する（環境配慮型プロポーザル方式の導入）。
- ③審査に当たっては、公平性、透明性、客観性を確保する。

(3) 環境配慮型プロポーザル方式について

アンケートでは「建築設計にプロポーザル方式を採用した例が乏しいため、よくわからない」とした意見が多くありました。プロポーザル方式の手続きの流れは図のとおりですが、詳細については「プロポーザル方式による設計者選定の進め方―質の高い建築設計を実現するために」（一般社団法人公共建築協会）等の資料を御参照ください。

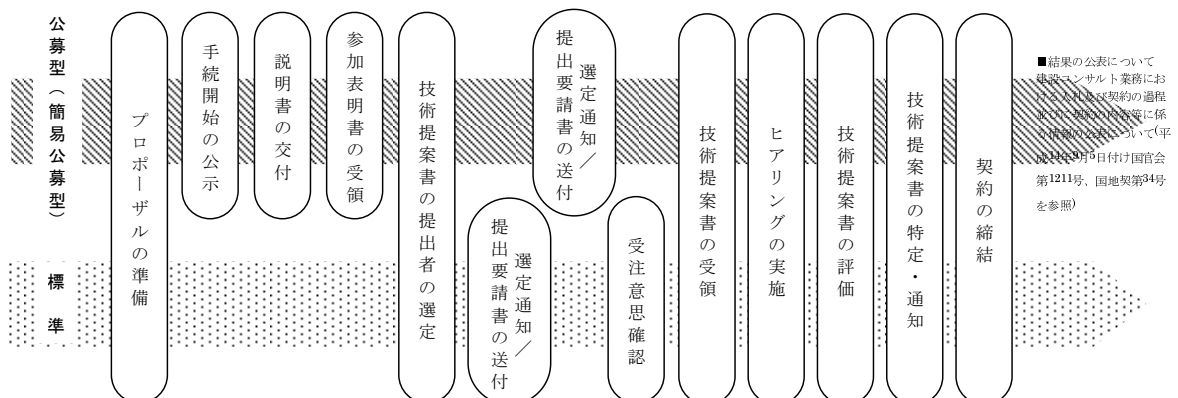


図 プロポーザル方式の手続きの流れ

プロポーザル方式は、技術提案書（プロポーザル）の提出を求めて、その評価により設計者を選定する手続きです。発注者はプロポーザルの課題を1つ以上設定し、設計者はその課題に対する考え方（設計案ではない）を提示する¹⁷ことになります。設計者にプロポーザルを求める課題のうちの1つ以上に温室効果ガス等の削減に関するテーマを含めるものが「環境配慮型プロポーザル方式」です。

（４）技術提案に求めるテーマ

技術提案を求めるテーマには、周辺との関係、施設利用者の動線、バリアフリー、快適性など様々なテーマが考えられます。環境配慮型プロポーザル方式では、その中の1つ以上に温室効果ガス等の削減に関するテーマが含まれます。

国等の施設において実施された環境配慮型プロポーザル方式においては以下のようなテーマが設定された例があります。

■環境配慮に関する一般的な事項を求めた例

- 二酸化炭素排出量削減についての提案
- 施設の機能・品質確保を前提とした二酸化炭素排出量削減についての提案
- 環境及び省エネルギーに配慮した設計について
- 室の用途や地域の環境特性に配慮した上で、熱負荷の低減及びライフサイクル二酸化炭素排出量（LCCO₂）の削減に有効な手法。
- 環境負荷低減及び効率的な維持管理に関し、特に配慮する事項について
- 自然エネルギーの活用と二酸化炭素排出量削減について
- 施設の特性を考慮した、効果的な環境負荷低減に関する提案。

■地域特性の考慮を求めた例

- 地域特性などを考慮した、効果的な環境負荷低減に関する提案
- 積雪寒冷地に適した環境負荷低減の提案
- 山陰地域に適した環境負荷低減の方策について

■環境配慮とコスト削減を求めた例

- コスト面にも配慮した環境負荷低減について
- 自然環境に配慮した環境負荷低減の抑制と自然エネルギーの活用について
- 省エネルギー対策や自然エネルギー利用、メンテナンスフリー材料の採用等、費用対効果を踏まえたライフサイクルコスト削減への工夫について

¹⁷ プロポーザル方式はコンペ方式（＝設計案を評価）ではなく、「設計者（人）」を選定します。そのため、提案は、基本的な考え方を文章で簡潔に記載します。文章を補完するための最小限のイメージ図等は使用しても構いませんが、具体的な設計図、写真、透視図等は使用できません。

○イニシャルコストを踏まえた、省エネルギー、温室効果ガス等の排出削減に考慮した環境配慮設計について。

○改修費コストの縮減及びライフサイクルコストの低減を踏まえた、二酸化炭素排出量削減及び環境負荷の抑制方策についての提案

■より具体的な項目を設定した例

○病院の特性を考慮した、効果的な環境負荷低減に関する提案

○施設の機能・品質確保を前提とした二酸化炭素排出量の削減など環境負荷の抑制と省エネルギーについて

○居室、廊下やコア等の配置、窓の大きさなどの工夫により、熱負荷を低減させる建築計画。

○上記事業設計業務の特性を考慮した、効果的な環境負荷低減に関する提案（一般的な項目の網羅的提示ではなく、気候・敷地形状・周辺状況等を考慮し、設計に当たっての考え方や具体的な取組方法等、より効率的な方策を示すこと）

○大講義室における環境及び経済性、維持管理に配慮した空調システムの提案を行う。

○温暖化対策（CO₂ 削減）、省エネルギーとデマンド対応に考慮した空調方式・設計に関する提案

○エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理のための設備導入の考え方についての提案

○「居住者に環境対策（省資源・省エネルギー）をアピールする校舎改修設計」について

4-6 産業廃棄物の処理に係る契約

(1) 環境に配慮した契約の必要性和意義

産業廃棄物の処理に係る契約においては適正処理が前提であることは当然ですが、廃棄物分野から排出される温室効果ガス排出量は、我が国全体の排出量の3%弱を占め、廃棄物分野における対策は軽視できない状況にあるため温室効果ガス等の排出削減も考慮する必要があります。

国や地方公共団体等が産業廃棄物の処理に係る契約において、温室効果ガス等の排出削減、産業廃棄物の適正処理の促進等の実施に関する能力や実績等を考慮して事業者を選定することにより、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に寄与することが期待されます。

(2) 入札における裾切り方式

産業廃棄物の処理事業者に対し、「①環境配慮への取組状況」と「②優良基準への適合状況」をそれぞれ評価（点数づけ）し、最低基準を満たした事業者のみに入札参加資格を与える裾切り方式を採用しています。評価項目の例を表に示します。

表 評価項目（例）

評価項目	評価内容及び評価基準
環境配慮への取組状況	
環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表により評価。 〔事業活動に係る環境配慮の計画、取組の体制及び取組状況の記載等に関して作成・公表していることを評価する。〕
温室効果ガス等の排出削減計画・目標	温室効果ガス等に関する排出削減計画の策定・目標の設定 ¹⁸ ・公表を評価。 〔事業活動に伴い排出される温室効果ガス等に関する排出削減のための計画、目標及びその達成状況を数値で示し、その値をインターネットなどで公表していることを評価する。〕
従業員への研修・教育	従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関する研修や教育を実施していることを評価。 〔上記に関する研修・教育の年間実施計画を策定し、当該計画に従って定期的（年間1回以上）に各種研修・教育を実施していることを評価する。〕

¹⁸ 温室効果ガスの総排出量削減のほかに、処理処分重量・体積当たりの排出原単位の低減も含む。

評価項目	評価内容及び評価基準
優良基準への適合状況	
優良適性（遵法性） ^{注1}	契約業務の入札日からさかのぼって特定不利益処分を5年間受けていないことを評価する。
事業の透明性	事業者の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、産業廃棄物処理施設の能力等の情報をインターネットを利用する方法により公表していることを評価する。
環境配慮の取組	ISO14001 又はエコアクション 21 等の認証を受けていることにより評価する。
電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへの加入していることを評価する。
財務体質の健全性 ^{注2}	自己資本比率や経常利益金額等の平均値等事業者の財務体質により評価。 ① 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。 ② 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。 ③ 産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。

注1：「優良適性（遵法性）」に係る評価項目について

- 優良適性（遵法性）については、適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績等を評価する観点から、特定不利益処分（詳細内容を資料編に記載）を契約業務の入札日からさかのぼって5年間受けていないことを評価することとしている。このため、新規参入から5年に満たない事業者は得点を得られないこととなる。ただし、新規参入事業者と特定不利益処分を受けた事業者の評価の明確化を図るため、特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者（特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む）については、優良適性（遵法性）の項目の点数を「マイナス『配点の50%』」とする（次表参照）。

表 優良適性（遵法性）に関する評価（配点が10点の場合）

事業に参入して5年未満の事業者		事業に参入して5年以上の事業者	
特定不利益処分を受けていない事業者	特定不利益処分を受けた事業者	特定不利益処分を受けていない事業者又は最後に特定不利益処分を受けてから5年以上経過した事業者	最後に特定不利益処分を受けてから5年未満の事業者
0点	-5点	10点	-5点

注2：「財務体質の健全性」に係る評価項目について

- 財務体質の健全性については、事業に参入した時点から3年に満たない事業者は、本評価項目の自己資本比率及び経常利益金額等について、「直前3年」を「事業参入時点からの経過年数」に読み替えるものとする。

(3) 標準的な手順

産業廃棄物処理に係る契約における標準的な手順は2とおり考えられます。

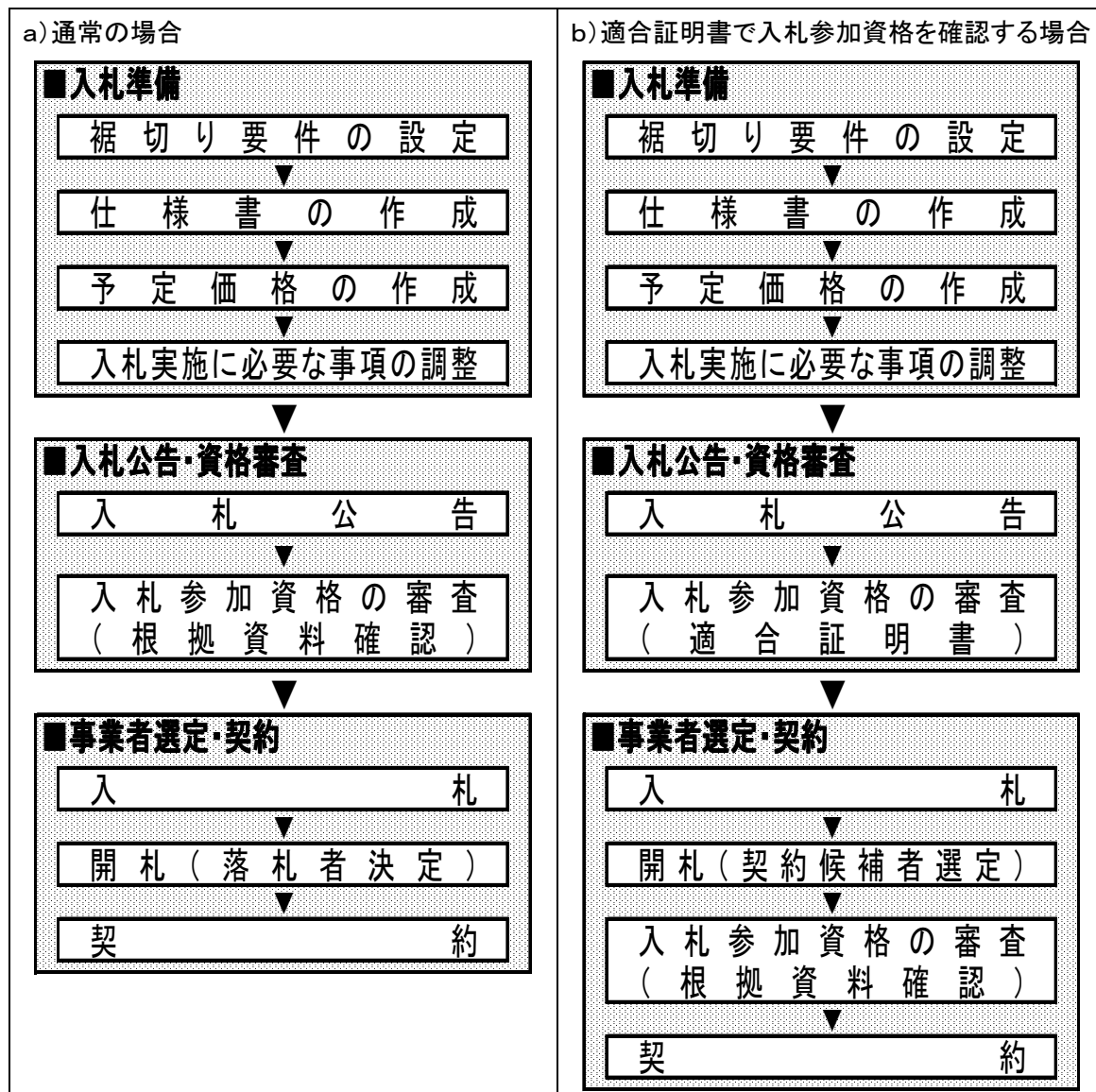


図 産業廃棄物処理に係る標準的な手順

b) 適合証明書で入札参加資格を確認する場合は、入札前の資格審査では「適合証明書」の提出を求めます。適合証明書は第三者機関等が審査・発行するものではなく、定められた入札参加資格を満たしていることを自己宣言する形式の書類です（代表者名での押印など）。開札によって契約候補者が選定された後であらためて根拠資料を確認した上で、契約する手順になります。

「裾切り条件の設定」については、次ページ以降の配点例を参考にしてください。

(4) 裾切りの配点例

表 評価区分・配点例

評価項目	区分(評価)例	配点例
① 環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表を実施	10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③ 従業員への研修・教育	従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
a) 環境配慮への取組状況(小計)	—	25
① 優良適性(遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないこと ※新規参入から5年に満たない事業者は0点とする。ただし、特定不利益処分を受けてから5年に満たない事業者(特定不利益処分を受けた新規参入5年未満の事業者を含む)については、優良適性(遵法性)の項目の点数を「マイナス『配点の50%』」とする。本配点例のように本項目の配点が10点の場合は「-5点」となる。	10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足 ※事業に参入した時点から3年に満たない事業者は「直前3年」を事業参入時点からの経過年数に読み替える(以下同じ)。	10
b) 優良認定への適合状況(小計)	—	50
合 計	—	75

(5) 業種ごとに追加項目を加点評価する場合(オプション)の評価項目、配点例

入札実施主体の判断により、裾切り方式のオプションとして処理委託を行う相手(収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者)に応じて「追加項目」を評価して加点することができます。

例1) 収集運搬と中間処理を委託する場合で、収集運搬業者と中間処理業者の入札を一括して行う場合

⇒ 契約の相手先となる業種: 収集運搬業、中間処理業

例2) 運搬は排出事業者(入札実施主体)が自ら行い、中間処理のみを委託する場合で、中間処理業者のみの入札を行う場合

⇒ 契約の相手先となる業種: 中間処理業

例3) 直接最終処分を行う場合で、収集運搬業者と最終処分業者の入札を一括して行う場合

⇒ 契約の相手先となる業種: 収集運搬業、最終処分業

表 環境配慮への取組に関する業態固有の評価項目、評価内容及び評価基準例（追加項目）

評価項目	評価内容及び評価基準
収集運搬業者	
環境に配慮した運転・管理	「環境物品等の調達の推進に関する基本方針¹⁹」（平成 26 年 2 月閣議決定）の輸配送に係る判断の基準（モーダルシフトの実施に係る判断の基準を除く）を満たすことで評価。 ①エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。 ④輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること（備考 6 エに掲げる措置²⁰を除く）。 ⑤上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②～④については実施の状況がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。
低燃費・低排出ガス車の導入	低燃費車については、収集運搬車両全体に占める平成 27 年度燃費基準達成車²¹の導入割合で評価。 低排出ガス車については、収集運搬車両全体に占める平成 17 年度以降の排出ガス規制適合車²²の導入割合で評価。
熱回収の実施 【処理に当たって熱回収を実施する場合に評価】	調達対象となる産業廃棄物の処理に当たって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 15 条の 3 の 3 に定める熱回収施設設置者の認定²³を受けている施設であること、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 5 の 6 第 2 号²⁴又は第 3 号²⁵に規定する設備を用いて熱回収が行われていることで評価。なお、第 3 号設備を有する場合にあっては、「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル（平成 23 年 2 月）」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）において示された用途²⁶を対象とする。

¹⁹ 詳細は <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html> 参照

²⁰ 備考 6 エの措置：輸配送先、輸配送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け、全体として輸配送距離を短縮していること

²¹ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づき定められた燃費基準値以上の燃費の良い自動車。対象車にはステッカーが貼られる。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/environment/ondan/sticker.pdf>

²² 低排出ガス車認定実施要項（国土交通省）において規定される平成 17 年の排出ガス基準を満たすもの。認定を受けた低排出ガス車にはステッカーが貼られる。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/youryou/lowgas.htm>

²³ 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部「廃棄物熱回収施設設置者認定制度」を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/netsukaishu.html>

²⁴ 発電用熱回収施設に関する技術基準

²⁵ 発電用に供する熱回収施設以外の熱回収施設の技術基準

²⁶ 廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル 1-3 ②（イ）表 1 参照のこと。タービン補機駆動や循環利用等の例の記載がある。

評価項目	評価内容及び評価基準
中間処理業者 低公害型建設機械の導入 【処理に当たって建設機械を使用する場合に評価】 熱回収の実施 【処理に当たって熱回収を実施する場合に評価】	産業廃棄物の処理の用に供する「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律²⁷」及び「排出ガス対策型建設機械の指定制度」により指定された建設機械²⁸、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定の運用」により指定された低騒音型建設機械、低振動型建設機械²⁹の導入割合で評価。 調達対象となる産業廃棄物の処理に当たって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条の3の3に定める熱回収施設設置者の認定³⁰を受けている施設であること、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の6第2号³¹又は第3号³²に規定する設備を用いて熱回収が行われていることで評価。なお、第3号設備を有する場合にあっては、「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル（平成23年2月）」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）において示された用途³³を対象とする。
最終処分業者 低公害型建設機械の導入 【処理に当たって建設機械を使用する場合に評価】	産業廃棄物の処理の用に供する「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」及び「排出ガス対策型建設機械の指定制度」により指定された建設機械、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定の運用」により指定された低騒音型建設機械、低振動型建設機械の導入割合で評価。

²⁷ 特定特殊自動車排出ガス基準に適合した特定特殊自動車には基準適合表示が付される。

http://www.env.go.jp/air/car/tokutei_law/hyouji/100318/01_gaiyou.pdf

²⁸ 国土交通省により、排出ガス対策建設機械の指定がなされている。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_fr_000002.html

²⁹ 国土交通省により、低騒音型建設機械及び低振動型建設機械の指定状況が公表されている。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

³⁰ 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部「廃棄物熱回収施設設置者認定制度」を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/netsukaishu.html>

³¹ 発電用熱回収施設に関する技術基準

³² 発電用に供する熱回収施設以外の熱回収施設の技術基準

³³ 廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル1-3 ②（イ）表1 参照のこと。タービン補機駆動や循環利用等の例の記載がある。

以下では、産業廃棄物の処理に係る契約に関する裾切り方式で業態固有の環境配慮取組における具体的な配点例を示します。処理業務により、加点される項目は異なるため調達者は公平な入札を行うためにも十分に内容を検討し、追加項目を設定する必要があります。

表 具体的な配点例（収集運搬業者）

評価項目	区分（評価）	得点	配点
① 環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表を実施		10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施		10
③ 従業員への研修・教育	従業員に対し定期的な研修・教育を実施		5
a) 環境配慮への取組状況（小計）	—		25
① 優良適性（遵法性）	特定不利益処分を 5 年間受けていないこと		10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施		10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得		10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能		10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足		10
b) 優良認定への適合状況（小計）	—		50
① 環境に配慮した運転・管理	ア～エのうち 3 項目以上実施かつインターネット等による情報公開	5	10
ア. エネルギー使用実態の把握等	ア～エすべて実施かつインターネット等による情報公開又は認証 ³⁴	10	
イ. エコドライブの推進措置			
ウ. 点検・整備の自主管理基準			
エ. 輸送効率向上のための措置			
② 低燃費車の導入割合	20% 以上 50% 未満	5	10
（平成 27 年度燃費基準達成車）	50% 以上	10	
③ 低排出ガス車の導入割合	20% 以上 50% 未満	5	10
（平成 17 年規制以降の適合車）	50% 以上	10	
c) 収集運搬業固有の取組（小計）	—		30
合 計	—	—	105

³⁴ グリーン経営認証など。http://www.green-m.jp/

表 具体的な配点例（中間処理業者：破碎処理）

評価項目	区分（評価）	得点	配点
① 環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表を実施		10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施		10
③ 従業員への研修・教育	従業員に対し定期的な研修・教育を実施		5
a) 環境配慮への取組状況（小計）	—		25
① 優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと		10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施		10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得		10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能		10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足		10
b) 優良認定への適合状況（小計）	—		50
① 低公害型建設機械の導入割合 ^{※注} （排出ガス対策、低騒音・低振動対策）	20% 以上 50% 未満	5	10
	50% 以上	10	
c) 中間処理業固有の取組（小計）	—		10
合 計	—	—	85

注：低公害型建設機械の導入割合については中間処理に当たって、建設機械を使用する場合に評価項目として設定するものとする。なお、導入割合の算定に当たっては1機が複数の指定を受けている場合にあっても、1機分の導入割合として算定する³⁵。

表 具体的な配点例（中間処理業者：焼却処理）

評価項目	区分（評価）	得点	配点
① 環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表を実施		10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施		10
③ 従業員への研修・教育	従業員に対し定期的な研修・教育を実施		5
a) 環境配慮への取組状況（小計）	—		25
① 優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと		10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施		10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得		10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能		10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足		10
b) 優良認定への適合状況（小計）	—		50
① 熱回収の実施 ^{※注}	処理に当たって熱回収の実施又は熱回収認定を受けていること		10
c) 中間処理業固有の取組（小計）	—		10
合 計	—	—	85

注：熱回収の実施については中間処理に当たって、焼却処理を実施する場合に評価項目として設定する。

³⁵例えば、事業場に5台の機械があり、うち1台の機械が低騒音型建設機械と低振動型建設機械の両方の指定を受け、他の4台の機械がいずれの指定をも受けていない場合の低公害型建設機械の導入割合は $1 \div 5 = 20\%$ となる。

表 具体的な配点例（最終処分業者）

評価項目	区分（評価）	得点	配点
① 環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表を実施		10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施		10
③ 従業員への研修・教育	従業員に対し定期的な研修・教育を実施		5
a) 環境配慮への取組状況（小計）	—		25
① 優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと		10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施		10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得		10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能		10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足		10
b) 優良認定への適合状況（小計）	—		50
① 低公害型建設機械の導入割合 ^{※注} （排出ガス対策、低騒音・低振動対策）	20% 以上 50% 未満	5	10
	50% 以上	10	
c) 最終処分業固有の取組（小計）	—		10
合 計	—	—	85

注：低公害型建設機械の導入割合については最終処分に当たって、建設機械を使用する場合に評価項目として設定するものとする。なお、導入割合の算定方法については中間処理の低公害型建設機械の導入割合と同様。

4-7 環境に配慮したOA機器の調達

(1) 環境に配慮したOA機器調達の必要性と意義

オフィスにおける電気使用量のうち、コピー機等及びプリンタ等（以下「OA 機器」という）は、電気使用量の一定程度の割合を占めており、これらの省エネルギー（省 CO₂）は重要な課題となっています。

しかし、現状では、以前の契約時と同数の調達台数を指定した複数年の賃貸借契約が多く、調達に際して必ずしも利用状況や要求される性能を把握・分析されていないケースもあります。一方、利用者の適切な作業能率を確保しつつ、OA 機器の利用実態を把握した上で、設置台数や配置を最適化する取組や作業能率等について P-D-C-A による改善の試みが始まっており、OA 機器について、定常的な機器の入れ替えのみを行うのではなく、必要に応じ利用状況や要求性能、環境負荷の低減、機器の購入及び賃貸借等の直接費用、消耗品の管理やスペースコスト等の間接費用等、様々な観点を考慮した上で、調達を行うことも求められています。

このような背景から、一定規模以上の調達を行う際には、OA 機器の利用実態を事前に把握した上で調達を行うことの意義は大きいと考えられ、基本方針解説資料に「環境に配慮した OA 機器調達に関するガイドライン」が盛り込まれました。

(2) 環境に配慮したOA機器調達の流れ

ガイドラインでは、OA 機器実態調査を実施し、その調査結果をもとに、調達台数等の仕様を検討して OA 機器の調達を実施する流れ（一般競争入札（最低価格落札方式））が示されています。

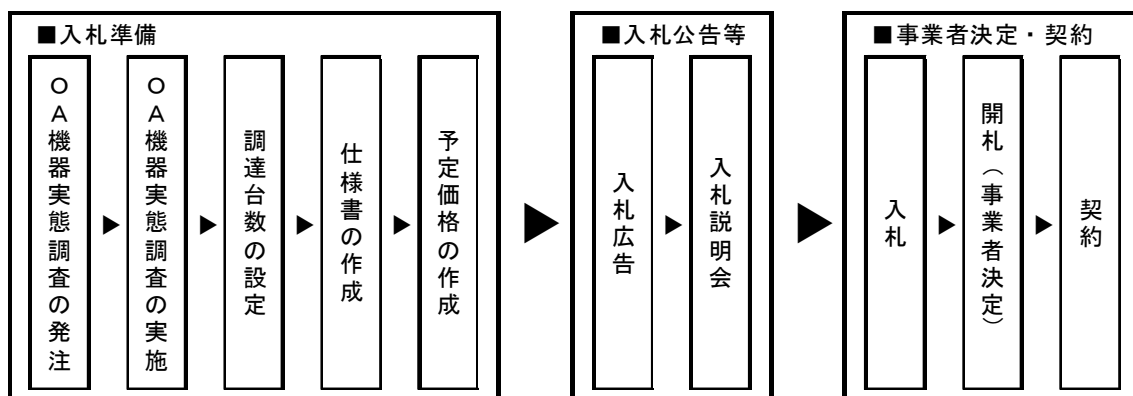


図 環境に配慮した OA 機器調達の流れ

(3) OA 機器実態調査

OA 機器実態調査の実施に当たっては、まず、調査対象、調査実施体制、調査実施主体、調査方法を事前に検討することが必要です。

調査対象	目安:OA 機器 50 台以上
調査実施体制	コピー機とプリンタの所管部署が異なる場合などは関連部署の連携が必要
調査実施主体	OA 機器事業者／コンサルティング事業者／調達者

定量調査		機器配置状況、機器使用状況、レイアウト図など
定性 調査	アンケート	各機能(コピー、プリンタ、FAX、スキャナ)の利用状況、満足度、要望など
	インタビュー	調達状況(契約部署、契約金額、消耗品等)、管理状況(規則等)など

調査結果をもとに、必要に応じて専門家の助言を求めながら、台数の削減、用紙使用の削減、使用時の消費電力の削減等に資する調達を行うことが、OA 機器による環境負荷を低減するためには有効です。

(4) OA 機器を調達する際の留意点

例えば、チェックリストを作成し、環境に配慮した調達になっているかどうか確認することが有用です。

表 OA 機器を調達する際のチェックリスト (例)

分類	チェック項目
共通項目	グリーン購入法に基づく環境物品等の調達方針を作成している
	グリーン購入法に基づく環境物品等の調達方針に基づいた調達を行っている
	管理対象にあるOA機器のリストを作成している
	管理対象にあるOA機器について実態調査を実施している
	管理対象にあるOA機器の出力状況を把握し、P-D-C-AIによる改善を行っている 一定規模以上のまとまった台数による調達を目指し、管理対象にあるOA機器の 調達時期を合わせるよう留意している
台数削減	管理対象において必要な出力環境を把握している
	専用プリンタをその他のプリンタと共用することを検討している
	調達しようとしているOA機器は、管理対象において必要な出力環境を確保するた め欠かせないものである
	調達しようとしているOA機器の導入は、その利用者の要望に基づいている
	調達しようとしているOA機器の周辺に、同様の機能を有する機器がある場合、そ の機器への統合を検討している
用紙使用削減	両面印刷機能のあるOA機器の調達を検討している
	集約印刷機能のあるOA機器の調達を検討している
	セキュリティプリント機能のあるOA機器の調達を検討している
使用時の消費電力削減	スリープモードからの復帰時間が極力短い機種 of の調達を検討している TEC値の小さいOA機器の調達を検討している
消耗品の調達・メンテナンスの効率化	グリーン購入法に基づくカートリッジを活用できるOA機器の調達を検討している 消耗品の調達やメンテナンスの効率化を考慮したOA機器の調達を検討している
OA 機器の使用時以外の環境負荷低減	リユース機の調達を検討している

（５）OA 機器の調達に関連する契約の先進事例（国の機関）

国の機関で実施された契約において、「台数を指定した OA 機器の調達」ではなく、「出力機器等最適配置調査」と「出力サービスの提供等」に関する業務を組み合わせた役務契約として最適配置等を考慮した機器調達を総合評価落札方式によって実現した事例がありますので概略を紹介します。

資料 「出力機器等最適配置調査及び出力サービス提供等業務」の事例³⁶

国土交通省北陸地方整備局

「出力機器等最適配置調査及び出力サービス提供等業務」について

1. 契約の概要

出力機器等の複合機化、最適配置による温室効果ガス（CO₂）及び消費電力の削減、本局一括調達のスケールメリットを活用したコスト削減等を目的として、総合評価落札方式により事業者を決定した。国庫債務負担行為を活用した3カ年の契約である。契約期間中、出力状況をマネジメントし、使用段階においてもOA機器による環境負荷を低減する取組を進めることとした。

2. 契約に至る流れ

「最適出力環境プロジェクトチーム」を立ち上げ、庁内で体制を構築し、検討を行った。

平成20年度にOA機器事業者へ委託し実施した「OA機器実態調査」の調査結果（使用状況、配置図等）を入札参加事業者へ開示し、提案を求める形で平成21年度に本業務の入札を実施した。

3. 調達による効果

OA機器台数	1,418 台	⇒	369 台	▲74%
温室効果ガス排出量	140 t-CO ₂	⇒	23 t-CO ₂	▲83%
コスト	2.7 億円	⇒	2 億円	▲25%
契約件数	82 件	⇒	1 件	—

4. その他

「OA機器実態調査」を落札した事業者の本業務の入札への参加については、「OA機器実態調査」の調査結果を入札参加事業者に対して開示することより、公正な競争が担保されるよう留意している。また、「OA機器実態調査」の実施時期から本業務の入札実施までに約10ヶ月を要しており、この間に組織の改編やOA機器の配置換えが行われたこともあり、入札参加事業者が「OA機器実態調査」の結果のほか、同一条件により最適配置提案が策定できるよう、所要の調達条件を明示した仕様書の作成に努めている。

³⁶ http://www.hrr.mlit.go.jp/library/happyoukai/h22/gyousei_hourei/12.pdf

4－8 その他の環境配慮契約

環境配慮契約法の目的は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築です。この目的の達成のためには、可能な限り多くの契約に環境配慮を盛り込むことが重要です。

国の基本方針でも、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して「できる限り広範な分野で環境配慮契約の実施に努めるものとする」としており、平成 22 年度の改定では「船舶の調達に係る契約」を、平成 24 年度の改定では「産業廃棄物処理に係る契約」を新たに環境配慮契約を採用する契約類型に加えたところです。また、その他の項目についても順次検討を進めていく方針です。

地方公共団体においても、環境配慮契約の牽引者としての役割が求められており、様々な契約において環境配慮を求めることにより、公共部門と事業者が協働して環境への負荷の少ない持続的発展が可能な仕組みづくりを目指すことが必要です。

基本方針解説資料では、「環境配慮契約の推進に関する重要事項」の一つに「すべての契約における環境配慮の推進」を掲げ、以下のような環境配慮契約を例示しています。

- 庁舎内の店舗等の販売形態や照明、空調等について、温室効果ガス等の排出の削減に努めることを求める
- 契約の成果が報告書である場合に再生紙の使用を指定する
- 直接購入する物品等に関して温室効果ガス等の排出の削減に配慮する取組みを求めるほか、購入した物品を輸送する際に可能な限り低燃費・低公害車による納入や納入量に応じた適切なサイズの自動車の使用を求める

また、PFI 事業において、事業の一部に光熱水費の削減を含めることによって、より一層の省エネルギー効果が期待できます。また、事業者を求める提案に「地球環境への配慮に関する提案」を設定すること、事業において配慮する法令として環境配慮契約法を位置づけること、生涯二酸化炭素排出量（LCCO₂）の算出を入札の際に要請し、審査項目としている事例もあります。

あるいは、ISO14001、エコアクション 21 等環境マネジメントシステムやエネルギーマネジメントシステムに取り組んでいる事業者を優遇する³⁷など、事業者における環境保全の取組みを促進する内容を契約に含めることも考えられます。

³⁷ WTO 政府調達協定との整合性に十分配慮する必要がある。

資料編

1. 地方公共団体における先進事例

(1) 電力の調達に係る事例

大阪府電力の調達に係る環境配慮方針³⁸

(目的)

第1条 本方針は、本府が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本府が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、一般電気事業者及び特定規模電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象組織等)

第3条 この方針は、大阪府の全ての機関が競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

1 基本項目

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況
- (4) 環境マネジメントシステムの導入状況

2 加点項目

- (1) 環境報告書の発行状況
- (2) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み
- (3) グリーン電力証書の購入状況
- (4) 大阪府域の森林の機能増進活動への参加状況
- (5) 大阪府が推進する緑化推進事業への参加状況

(入札参加資格の要件)

第5条 前条に定める環境評価項目について、別表1「大阪府環境に配慮した電力調達契約評価基準(以下「評価基準」という。)」に示す配点により算定した評価点の合計が70点以上の電気事業者が入札参加資格を有するものとする。

なお、基本項目による評価の結果が70点を超えない場合には、加点項目による評価を実施する。

(評価)

第6条 本府が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を、別表1「評価基準」により算定し、その評価点等を様式1「大阪府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に記載し、申請期限までに入札参加資格審査申請書類とともに、入札参加資格審査申請書類提出先に提出するものとする。

2 電力調達の発注所属長は、入札参加資格の確認が必要な電気事業者について、様式1の評価点の判定を、地球環境課長に依頼するものとする。

³⁸平成26年1月改定。 <http://www.pref.osaka.jp/chikyukankyo/jigyotopage/greenchotatsu.html>

3 地球環境課長は、前項により電力調達の発注所属長から依頼のあった電気事業者について様式 1 の内容を確認し、その評価点を判定するとともに、判定の結果について、様式 2 により発注所属長へ通知するものとする。

(入札参加資格の確認)

第 7 条 入札事務を担当する者は、様式 2 により電気事業者の評価点を確認するものとする。

(その他)

第 8 条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第 9 条 本方針に係る事務処理等は、地球環境課において行う。

附則

(…略…)

この方針は、平成 26 年 1 月 9 日から施行する。

別表 1

大阪府環境に配慮した電力調達契約評価基準

	項目	数値等	配点
基本項目	平成 24 年度の 1kWh あたりの全電源平均二酸化炭素排出係数 (kg-CO ₂ /kWh) ※1	0.350 未満	70
		0.350 以上 0.375 未満	65
		0.375 以上 0.400 未満	60
		0.400 以上 0.425 未満	55
		0.425 以上 0.450 未満	50
		0.450 以上 0.475 未満	45
		0.475 以上 0.500 未満	40
		0.500 以上 0.525 未満	35
		0.525 以上 0.550 未満	30
		0.550 以上 0.575 未満	25
		0.575 以上 0.600 未満	20
		0.600 以上	15
	平成 24 年度の未利用エネルギー活用状況 ※2	活用	10
		未活用	0
	平成 24 年度の再生可能エネルギー導入状況 ※3	1.5%以上	15
		0.75%以上 1.5%未満	10
		0%超 0.75%未満	5
		未活用	0
	環境マネジメントシステムの	全社あるいは一部で取得している場合	5

	導入状況 ※4	取得していない場合	0
加 点 項 目	環境報告書の発行状況 ※5	発行している場合	5
	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組 ※6	取組んでいる場合	5
	グリーン電力証書購入状況 ※7	購入実績あり	5
	大阪府域の森林の機能増進活動への参加状況 ※8	大阪府アドプトフォレスト制度への参加	5
	府が推進する緑化推進事業への参加状況 ※9	共生の森「企業による森作り」への参加	5

※1 1kWh あたりの全電源平均二酸化炭素排出係数とは、一般電気事業者及び特定規模電気事業者の調整後排出係数（平成 25 年経済産業省・環境省告示第十一号又は各電気事業者がその環境報告書で公表したもの）をいう。

※2-1 未利用エネルギーの活用状況とは、平成 24 年度の未利用エネルギーによる発電電力の活用状況をいい、全く活用していない場合を「未活用」とし、それ以外の場合を「活用」とする。

※2-2 未利用エネルギーとは発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。））をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 108 号）（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

※2-3 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※3-1 再生可能エネルギー導入状況は以下の算定式によるもの
（算定方式）

$$\text{平成 24 年度の再生可能エネルギーの導入状況（\%）} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}} \times 100$$

①平成 24 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））

②平成 24 年他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））

Wh)) (ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度および再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度による買取電力量は除く。)

③平成 24 年度の供給電力量 (需要端 (k Wh))

※3-2 再生可能エネルギーとは、FIT 法第二条 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電施設による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000 k W 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。

※3-3 ①、②の集計期間は FIT 法が施行された平成 24 年度 7 月から平成 25 年度 3 月分までの電力量を使う。

※3-4 平成 24 年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②) には他電気事業者への販売分は含まない。

※3-5 ③は平成 24 年度つまり平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までの供給電力量を使う。

※3-6 平成 24 年度の供給電力量 (③) には他電気事業者への販売分は含まない。

※4 入札実施時における環境マネジメントシステム(EMS)の導入状況で、評価対象となる EMS は、「ISO14001」、「KES」、「エコアクション 21」、「エコステージ」とする。

※5 環境報告書の発行状況とは、平成 24 年度の自社の環境への取り組みをまとめた「環境報告書」又は「CSR 報告書」の作成状況で、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(いわゆる「環境配慮促進法」)に定める記載事項を満たすものであること。

※6 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化)
- ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)

なお、個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量と通知等は評価対象とはならない。

※7 平成 24 年 4 月 1 日から「大阪府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出期限までの購入状況とする。また、購入状況には購入予約契約を含む。

※8 「府域の森林の機能増進活動への参加」とは、平成 25 年度中の「大阪府アドプトフォレスト制度」への参加をいう。

(制度 HP : <http://www.pref.osaka.jp/midori/midori/g-10-adopt-forest.html>)

※9 「府が推進する緑化推進事業への参加」とは、平成 25 年度中の「共生の森「企業による森作り」」への参加をいう。

(共生の森 HP : <http://www.pref.osaka.jp/midori/midori/kyousei.html>)

（２）自動車の調達に係る事例

大阪府自動車の調達に係る契約方針³⁹

１．基本的考え方

自動車の調達に係る契約に当たっては、初期費用のみを考慮した調達を行うのではなく、供用期間中における燃料の使用に伴う温室効果ガス等の排出や燃料費用の支出等についても適切に判断した上で契約を締結することが必要である。このため、入札価格に係る評価点のほかに、温室効果ガスに関する環境性能に係る評価点を加えて、品質を総合的に評価し、環境性能と価格の両面から評価した結果が最も優れた者を落札者として決定する（総合評価落札方式）。

ここで、価格以外の要素として評価する環境性能は、燃費(km/L)とする。

２．対象となる車種等

「大阪府グリーン調達方針別記 11-1 自動車」に記載する燃費基準の対象自動車に限る。ただし、以下の場合には、当該総合評価落札方式を適用しないものとする。

①緊急用車両及び特別仕様車*を調達する場合

②リースの場合

③燃料種が異なる自動車が同時に応札する場合

ただし、ガソリン自動車及びディーゼル自動車であって、発熱量換算燃費値により、同一の燃費基準に係る車両重量区分として比較可能な場合にあってはこの限りではない。

*「緊急用車両及び特別仕様車」とは、以下の車をさす。

１）警察本部で使用する緊急用車両及び特別仕様車

２）警察本部以外で使用する車で、

①緊急目的で使用するもの（救急用、消防用、災害用、その他緊急性が認められるもの）

または、②架装を施したもの（軽微なものを除く）

３．選定方法

落札者の選定は、入札参加者が示すそれぞれの提案について最低要件の確認を実施し、評価値の算定を行った後、その算定結果が最も高いものとする。

３－１．最低要件の確認

以下の３点を満足していることを確認する。

① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

② 技術提案が評価項目に関する最低限の要求要件を満たしていること。

「大阪府グリーン調達方針別記 11-1 自動車」の判断基準等を満足していることを前提として、使用状況を踏まえ、調達者において設定する。

③ その他、行政目的に応じて設定された基準に合致していること。

³⁹ 「平成 25 年度大阪府グリーン調達方針」の 163 ページめ以降。

3-2. 評価値の算定

以下の算定式により、評価値を算定する。

$$\text{評価値} = \text{燃費の点数} / \text{入札価格の点数}$$

● 燃費の点数

燃費の点数とは、その燃費(km/L)に応じて点数化したもので、燃費基準値にある状態を 100 点、提案車のうちの最高の燃費値を示すものを最大 150 点として割り当て、下の式で表す。

$$\text{燃費の点数} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

標準点 = 100

$$\text{加算点} = \text{加算点}_f \times (\text{X} - \text{A}) / (\text{X}_{hi} - \text{A})$$

加算点の満点

提案車の加算点の満点に対する割合

$$\text{加算点}_f = 50 \times (\text{X}_{hi} / \text{A} - 1)$$

加算点の満点の上限

最高の燃費値の燃費基準値に対する改善割合

ただし、計算値が 50 を超える場合は、50 とする。

A : 燃費基準値(km/L)

「別表 11-1 自動車」に記載する燃費基準を参照

X : 提案車の燃費値(km/L)

X_{hi} : 提案車の燃費値のうちの最高値(km/L)

注 1) 燃費基準値が異なる車同士を比較する必要がある場合は、数値の最も低い燃費基準値に基づいて上述の計算を行うものとする。

注 2) 燃費は、その表示モードに注意すること。車両総重量 3.5 トン以下の自動車について、10・15 モードによる燃費と JC08 モードによる燃費を比較する必要がある場合は、当面、10・15 モードの燃費に 0.9 を乗じて JC08 モードの燃費とみなすこととする。

注 3) ディーゼル自動車の燃費は、JC08 モードの数値を 1.1 で除したものとする。

● 入札価格の点数

入札価格の点数は、その入札価格（円）に応じて点数化したもので 1 万円を 1 点とし、下の式で表す。

$$\text{入札価格の点数} = \text{入札価格（円）} / 10,000$$

3-3. 落札者の選定

3-2. の評価値の算定結果が、最も高いものを落札者とする。

3-4. 算定例

(略)

愛知県環境物品等調達方針⁴⁰

愛知県では、「愛知県環境物品等調達方針」において、自動車の調達方針を定めています。通常の燃費基準に加え、配慮事項に「より燃費のよいものであること」を明記しています。

平成 25 年度愛知県環境物品等調達方針 より一部抜粋

(1 1) 自動車等	
ア 自動車	
品目	判断の基準等
自動車	【判断の基準】 (…略…) 【配慮事項】 ①鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や部品の再使用、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③再生材が多く使用されていること。 ④アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。 ⑤エコドライブ支援機能を搭載していること ⑥使用される塗料は、揮発性有機溶剤（VOC）及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ⑦より燃費のよいものであること。
備考) 1 「自動車」の判断の基準は、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年 8 月 16 日運輸省令第 74 号）第 2 条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）を対象とする。	
2 ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車については、当該自動車の燃料種及び車種に対応する表の区分ごとの燃費基準値を満たさない場合は、本項の判断の基準に適合しないものとする。	
(…以下略…)	

⁴⁰ <http://kankyojoho.pref.aichi.jp/Download/Download/25g-tyotatu.pdf>

(3) 省エネルギー改修事業に係る事例

平成 25 年度川崎市環境配慮契約推進方針⁴¹

5. 重点的に配慮すべき契約の基本的考え方

(3) 省エネルギー改修事業（以下「ESCO事業」という。）に係る契約

ESCO事業は、施設管理者において新たな改修資金を必要としない省エネルギー対策推進手法として注目されている。ESCO事業を推進することは、環境への負荷の低減を図るとともに、環境と両立する新しい経済づくりに役立つことが期待される。

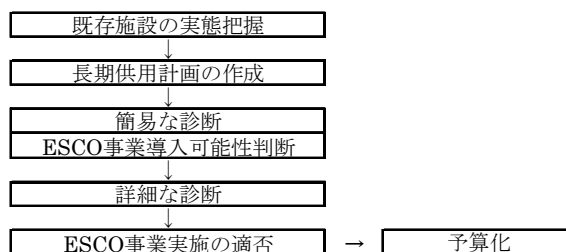
本市では、平成17年度から市有施設約180施設についてESCO事業の導入可能性を調査し、検討を進めた結果、平成21年度から平成24年度の3年間、宮前市民館・図書館及び麻生市民館・図書館の2施設においてESCO事業をモデル実施してきた。この2施設における省エネルギー効果の検証等を行うことで、他の施設へのESCO事業の導入手法等について検討を行うものとする。

また、省エネルギー改修事業として、様々な形態のエネルギーマネジメントサービスが開発提供されており、今後、これらの契約手法のあり方についても検討を行うものとする。

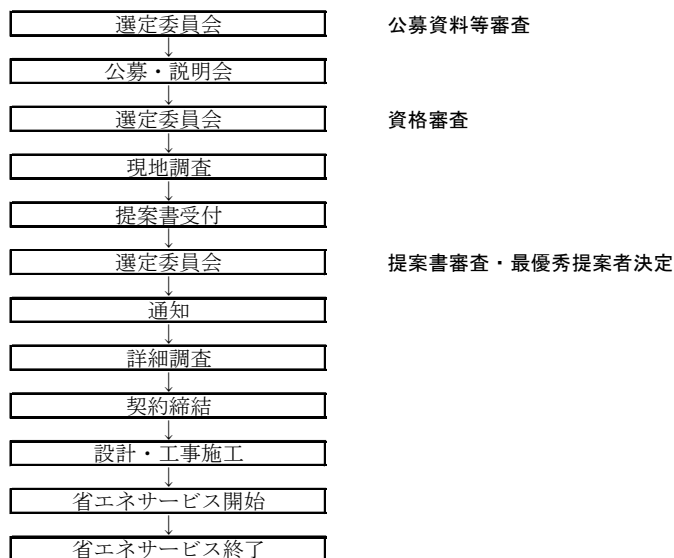
なお、当面の間のESCO事業の導入は、別紙3「ESCO事業の導入フロー例」により行うものとする。

～別紙3 ESCO事業の導入フロー例～

1. 計画段階



2. 事業者選定・契約段階（プロポーザル方式）



⁴¹ [http://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000013/13872/25housin\[1\].pdf](http://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000013/13872/25housin[1].pdf)

(4) 建築物に係る事例

平成 25 年度川崎市環境配慮契約推進方針⁴²

5. 重点的に配慮すべき契約の基本的考え方

(4) 建築物に関する契約

我が国における住宅・建築物を利用することによる二酸化炭素排出量は全体の排出量の約3分の1を占めている。また、本市における業務部門の二酸化炭素の排出量は、平成2年度以降増加をしており、平成20年度(速報値)においては、平成2年度比で78.4%の大幅な増加となっており、当該部門における実効性の高い対策が極めて重要である。建築物は、通常の物品等の購入とは異なり、設計者が発注者の企画意図を的確に把握し、様々な要求事項を総合的にバランスさせて作成した設計図によって生産される。建築物は何十年も長期に供用されるものであるため、設計段階において設計者に対し十分な環境配慮を求めることが、環境保全性能の高い建築物の実現のためには重要である。

建築物に関する契約については、次の基本的な考え方により、行うものとする。

ア 建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、原則として、必要とする環境保全性能を設計委託段階で確保し、環境と調和のとれた施設整備を推進するものとする。そのため、業務計画(基本構想)等の作成段階において、必要な環境保全性能を確保するものとする。

建築物の環境保全性能については、(平成17年3月31日国営環第7号)、住宅の用途にあつては「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「評価方法基準」(平成21年国土交通省告示第354号)などがあり、これらを参考にするものとする。

その他、設計委託段階における環境保全性能の確保については、別紙4「建築物の契約に係る設計委託段階での環境保全性能の確保の手続きの流れについて」を参考に行うものとする。

イ 別紙5「建築設計業務設計者選定要綱」によるプロポーザル方式により設計者を選定する場合には、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、総合的に勘案して最も優れた者を設計者として特定する「環境配慮型プロポーザル方式」を活用することにより、環境保全に対し優れた創造性、技術力、経験等を有する設計者を選定するものとし、優れた手法の発掘と環境配慮設計技術の向上を図り、建築物の環境保全性能の向上を推進するものとする。また、設計者の選定及び特定は、別紙6「プロポーザルによる設計者選定要綱」により行うものとする。

ただし、当該事業の主目的に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される事業、温室効果ガス等の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない事業等のプロポーザル方式の実施についてはこの限りではない。

その他、別紙5、6によらず建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合であつて、プロポーザル方式により設計者を選定する際には、原則として環境配慮型プロポーザル方式を採用するものとする。

温室効果ガス等の排出の削減に配慮した内容をテーマとする技術提案は、数値目標等を求めるのではなく、設計にあたっての考え方や具体的取組方法等を求めるものとする。

また、特定された技術提案書に盛り込まれた温室効果ガス等の排出の削減に関する内容のうち、経済性のほか、効果と実現可能性等を考慮して実施すべきと判断したものについては、その実現にできる限り努めるものとする。

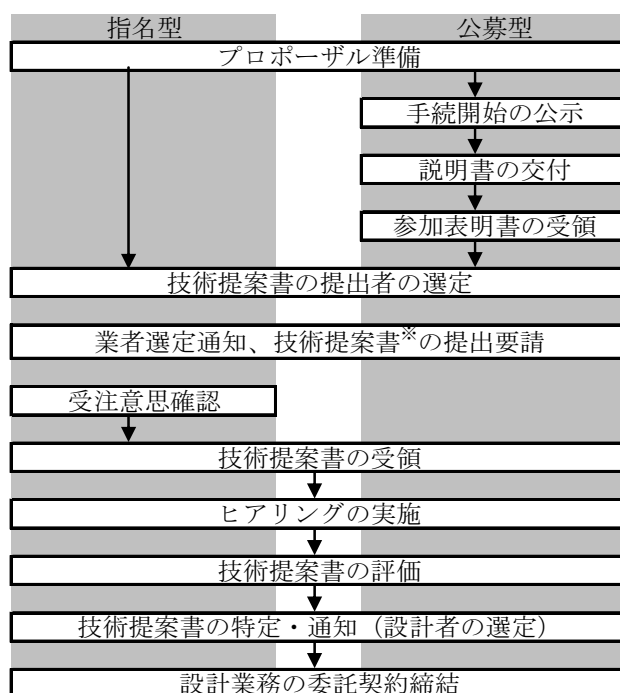
その他、環境配慮型プロポーザル方式の実施については、別紙7「環境配慮型プロポーザル方式の手続きの流れについて」を参考に行うものとする。

ウ その他行政目的を有する建築物の建築又は大規模な改修に関しては、温室効果ガス等の排出の削減に配慮するよう契約内容又は契約手法を確保するよう努めるものとする。

⁴² [http://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000013/13872/25housin\[1\].pdf](http://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000013/13872/25housin[1].pdf)

～別紙 7 建築物の契約に係る環境配慮型プロポーザル方式の手続きの流れについて～

1. 一般的な手続きフロー例



環境配慮型プロポーザル方式

※技術提案を求めるテーマ（課題）の一つに、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を追加

技術提案に盛り込まれた内容の実施（設計等への反映）については、経済性（予算額等）やその効果等を考慮して判断を行う。

2. 環境配慮型プロポーザル方式の技術提案に求めるテーマ（課題）について

環境配慮型プロポーザル方式

【一般的なテーマ（課題）例】

- ・ 公共施設のバリアフリーの考え方について
- ・ 施設の稼働率を高める具体的な方策について
- ・ 施設利用者の動線について
- ・ 施設の快適性について
- ・ 地域連携を含めた施設づくりの考え方について

【温室効果ガス等の排出の削減に配慮した内容のテーマ（課題）として考えられる例】

- ・ 省エネルギーに配慮した設計について
- ・ 自然環境に配慮した公共施設について
- ・ イニシャルコストを踏まえた省エネルギー・温室効果ガス等の排出削減に考慮した環境配慮型設計について
- ・ ライフサイクルコストの低減を踏まえた環境負荷低減について
- ・ 施設の特性を考慮した効果的な環境負荷低減について

3. 環境配慮型プロポーザル方式の事例について

(…略…)

2. 各種難型

環境配慮契約に係る方針策定等に当たっては、以下の雛形や基本方針解説資料などを適宜御参照ください。

(1) グリーン購入の調達方針に契約方針を含める場合

グリーン調達に関する基本方針

(前文、目的等) ○基本方針が環境配慮契約法で規定された契約方針を含むものであることを明記 ※文例（既存の基本方針にあわせてください） 本基本方針は、△△△が国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第10条第1項の規定に基づき、グリーン購入法第2条第1項の各号に該当する環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品などの物品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するに当たり、基本的事項を定めるものである。 また、本基本方針は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第11条第1項の規定に基づき、環境配慮契約法第2条第1項で定める温室効果ガスその他環境への負荷の原因となる物資の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。	任意
---	----

グリーン調達に関する調達方針

(環境配慮契約の契約方針) ○電気の供給を受ける契約、自動車の調達に係る契約等、実際に取り組む環境配慮契約の種類 ○それぞれの契約類型についての実施方式等 ※具体的な実施方式等は別紙又は要綱等に記述することも可能です。	必須				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th><th>環境配慮契約実施方式等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気</td><td>電気の供給を受ける契約に関して入札を実施する施設においては、原則として、「〇〇」に定める方式に基づいた評価を実施すること。</td></tr> </tbody> </table>	品目	環境配慮契約実施方式等	電気	電気の供給を受ける契約に関して入札を実施する施設においては、原則として、「〇〇」に定める方式に基づいた評価を実施すること。	
品目	環境配慮契約実施方式等				
電気	電気の供給を受ける契約に関して入札を実施する施設においては、原則として、「〇〇」に定める方式に基づいた評価を実施すること。				

(2) 環境配慮契約の推進に関する基本方針（単独で策定する場合）

[地方公共団体名]における環境配慮契約の推進に関する契約方針 1. 目的等 (環境配慮契約について) ○環境配慮契約とは温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約のこと ○本契約方針は環境配慮契約法で規定された方針であること (環境配慮契約の目的・意義) ○環境配慮契約には「公共部門自らの事務事業による排出を削減する率先実行の推進」と「地域の環境配慮型市場への転換の促進」の2つのねらいがあること ○公共部門と事業者が一体となって温室効果ガス等の排出の削減に向けた取組むことが必要であること 等 ※文例 地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題です。そのため、あらゆる分野において、温室効果ガス等環境への負荷の原因となる物質の排出の削減を図る必要があります。 [地方公共団体名]では平成〇年に***を策定する等、温室効果ガス等の排出の削減に向けた取組を実施してきましたが、この取組をさらに進めるために、契約の段階においても環境負荷の低減に配慮することにより、温室効果ガス等の排出のさらなる削減を図ります。 温室効果ガス等の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進することにより、公共部門と事業者が一体となった温室効果ガス等の排出の削減に向けた取組を進め、公共部門自らの事務事業による排出を削減する率先実行の推進と地域の環境配慮型市場への転換の促進を目指します。 本契約方針は、[地方公共団体名]が環境配慮契約を推進するための基本的な考え方を示すものであり、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（以下「法」という。）に基づく方針として位置付けるものです。 2. 環境配慮契約の推進に関する基本的考え方 ○できるかぎり広範な分野で環境配慮契約の実施に努めること ○契約において温室効果ガス等の排出の削減に配慮しなかった場合に、結果として環境保全のために国民の負担が増大する懸念があることに留意すること	任意 ⇒p.10 ⇒p.2 任意
---	--

○グリーン購入法に基づく環境物品の調達や温暖化対策実行計画等の推進との整合を図ること ○調達に当たっての要求性能等を定める際には、行政目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとする ※文例は国の基本方針「１．」（２）を参考にしてください。	
４．環境配慮契約における基本的事項 ○電気の供給を受ける契約、自動車の調達に係る契約等、実際に取り組む環境配慮契約の種類 ○それぞれの契約類型について基本的な考え方 ・電気の供給を受ける契約： 裾切り方式とすること 等 ・自動車の調達に係る契約： 価格と価格以外の要素を総合的に評価すること 等 ・船舶の調達に係る契約： 設計委託におけるプロポーザル方式や小型船舶の調達における推進機関の裾切り 等 ・省エネルギー改修事業に係る契約： ESCO 事業を幅広く実施すること 等 ・建築物に関する契約： 環境配慮型プロポーザル方式を実施すること 等 ・産業廃棄物の処理に関する契約 裾切り方式とすること 等 ※文例は国の基本方針「２．」「３．」「４．」を参考にしてください。 ※具体的な手順（裾切り方式の配点等）は別紙又は要綱等に記述することも可能。	必須 任意
５．環境配慮契約の推進に関する取組 ○法第 11 条に基づき環境配慮契約の締結実績の概要を公表すること ○職員に対する普及啓発を図ること ○契約の手続きや情報のルート等について継続して検討すること ○本契約方針を必要に応じて見直すこと ※文例は国の基本方針「５．」を参考にしてください。	任意

(3) 電気の供給を受ける契約に係る方針（電気についてのみ単独で策定する場合等）

(目的)

第1条 本方針は、〇〇〇が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、環境への負荷の低減を図るとともに環境と経済が両立する社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、〇〇〇が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、一般電気事業者及び特定規模電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象組織等)

第3条 この方針は、〇〇〇の全ての機関が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

一 基本項目

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況

二 加点項目

- (1) グリーン電力証書の購入状況
- (2) 需要家への情報提供の評価

(評価)

第5条 〇〇〇が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者（以下「入札参加希望電気事業者」という。）は、前条に定める環境評価項目を、別紙「電力の調達に係る評価基準」により算定し、その評価点等を別添様式1に記載し、△△△に提出するものとする。ただし、当該年度内に評価点に変更があった場合は、その都度△△△に提出するものとする。

2 △△△は、電気事業者から提出された様式1の内容を確認し、各電気事業者の評価点を判定する。

(その他)

第6条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第7条 本方針に係る事務処理等は、△△△において行う。

附則

この方針は、平成●年●月●日から施行する。

別紙 電力の調達に係る評価基準

下記の評価基準表の基本項目の得点の合計が※※点以上であること。基本項目の得点の合計が※※点に満たない場合、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が※※点以上であること。

<評価基準表>

基本項目	区分	配点
1kWhあたりの二酸化炭素排出係数 (kg-CO ₂ /kWh) (注1)	***未満	
	***以上 ***未満	
	***以上 ***未満	
	***以上 ***未満	
未利用エネルギー 活用状況(注2)	1.35%以上	
	0を超え1.35%未満	
	活用していない	
新エネルギーの導 入状況(注3)	1.0 以上	
	1.0 未満	
加点項目	区分	配点
グリーン電力証 書の購入状況	5%以上	
	5%未満	
需要家への 情報提供	取り組んでいる	
	取り組んでいない	

注1 1kWhあたりの二酸化炭素排出係数は、調整後排出係数を用いることとする。

注2 未利用エネルギーの活用状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。

①前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(kWh)を②前年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値

(算定方式) 未利用エネルギー※の活用状況=①÷②×100

※未利用エネルギーとは発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。））をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（以下「R P S 法」という。）で定める新エネルギーに該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

注 3 再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の方法で算出した数値をいう。

次の①及び②に示した再生可能エネルギー電気の利用量（kWh）を③前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。

①前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量

②前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気は除く）

（算定方式）再生エネルギーの導入状況＝（①＋②）÷③

様式 1 （入札参加希望電気事業者が提出）

1 事業者の称号等

称号又は名称	
代表者職・氏名	
所在地	
問い合わせ先	
担当者名	
電話番号	

2 環境評価項目に関する数値等

（1）基本項目

環境評価項目	数値等	点数	備考
1kWh あたりの全電源平均 CO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	(kg-CO ₂ /kWh)		
未利用エネルギー活用状況 (%)	(%)		算出根拠を示すこと
再生可能エネルギーの導入状況			算出根拠を示すこと

（2）加点点目

環境評価項目	数値等	点数	備考
グリーン電力証書の購入状況	(%)		証書の写し等
需要家への情報提供	有 無		資料を提出すること

（3）合計点数

（1）基本項目の点数の合計 +	
（2）加点点目の点数の合計	点

△△△ 殿

上記報告内容に相違ないことを誓約いたします。

年 月 日

代表者 職・氏名

印